

新型コロナウイルスに関連した感染症について
関係省庁における対応状況一覧
＜令和3年＞

令和3年10月31日（日）

（1）内閣官房

＜令和3年＞

- ・ 1月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、緊急事態を宣言。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：1月8日から2月7日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
- ・ 1月13日、緊急事態宣言の区域を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：1月14日から2月7日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県
- ・ 2月2日、緊急事態宣言の期間延長及び区域を変更（栃木県を解除）。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：3月7日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県
- ・ 2月12日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正による「まん延防止等重点措置」の新設及び新型コロナウイルス感染症対策分科会における「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について」のとりまとめ等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
- ・ 2月26日、緊急事態宣言の区域を変更（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を解除）。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：3月7日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・ 3月5日、緊急事態宣言の期間延長。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：3月21日まで

- ・ 3月18日、3月21日をもって緊急事態措置を終了することを決定。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
- ・ 4月1日、まん延防止等重点措置の実施を決定。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月5日から5月5日まで：宮城県、大阪府、兵庫県
- ・ 4月9日、まん延防止等重点措置の区域を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月5日から5月5日まで：宮城県、大阪府、兵庫県
 - 4月12日から5月5日まで：京都府、沖縄県
 - 4月12日から5月11日まで：東京都
- ・ 4月16日、まん延防止等重点措置の区域を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月5日から5月5日まで：宮城県、大阪府、兵庫県
 - 4月12日から5月5日まで：京都府、沖縄県
 - 4月12日から5月11日まで：東京都
 - 4月20日から5月11日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
- ・ 4月23日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、緊急事態を宣言。さらに、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：4月25日から5月11日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：東京都、大阪府、京都府、兵庫県
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月5日から5月11日まで：宮城県
 - 4月12日から5月11日まで：沖縄県
 - 4月20日から5月11日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
 - 4月25日から5月11日まで：愛媛県
- ・ 5月7日、緊急事態宣言の区域及び期間を変更。さらに、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 4月25日から5月31日まで：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
 - 5月12日から5月31日まで：愛知県、福岡県
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域

- 4月5日から5月11日まで：宮城県
- 4月12日から5月31日まで：沖縄県
- 4月20日から5月11日まで：愛知県
- 4月20日から5月31日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県
- 4月25日から5月31日まで：愛媛県
- 5月9日から5月31日まで：北海道、岐阜県、三重県
- ・ 5月14日、緊急事態宣言の区域を変更。さらに、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 4月25日から5月31日まで：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
 - 5月12日から5月31日まで：愛知県、福岡県
 - 5月16日から5月31日まで：北海道、岡山県、広島県
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 5月9日から5月15日まで：北海道
 - 4月12日から5月31日まで：沖縄県
 - 4月20日から5月31日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県
 - 4月25日から5月31日まで：愛媛県
 - 5月9日から5月31日まで：岐阜県、三重県
 - 5月16日から6月13日まで：群馬県、石川県、熊本県
- ・ 5月21日、緊急事態宣言の区域及び期間を変更。さらに、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 4月25日から5月31日まで：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
 - 5月12日から5月31日まで：愛知県、福岡県
 - 5月16日から5月31日まで：北海道、岡山県、広島県
 - 5月23日から6月20日まで：沖縄県
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月12日から5月22日まで：沖縄県
 - 4月25日から5月22日まで：愛媛県
 - 4月20日から5月31日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県
 - 5月9日から5月31日まで：岐阜県、三重県
 - 5月16日から6月13日まで：群馬県、石川県、熊本県
- ・ 5月28日、緊急事態宣言の期間を変更。さらに、まん延防止等重点措置の期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対

処方針」を変更

- ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 4月25日から6月20日まで：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
 - 5月12日から6月20日まで：愛知県、福岡県
 - 5月16日から6月20日まで：北海道、岡山県、広島県
 - 5月23日から6月20日まで：沖縄県
- ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月20日から6月20日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県
 - 5月9日から6月20日まで：岐阜県、三重県
 - 5月16日から6月13日まで：群馬県、石川県、熊本県
- ・ 6月10日、群馬県、石川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月13日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨を公示。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 4月25日から6月20日まで：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
 - 5月12日から6月20日まで：愛知県、福岡県
 - 5月16日から6月20日まで：北海道、岡山県、広島県
 - 5月23日から6月20日まで：沖縄県
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月20日から6月20日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県
 - 5月9日から6月20日まで：岐阜県、三重県
 - 5月16日から6月13日までで終了：群馬県、石川県、熊本県
- ・ 6月17日、緊急事態宣言の区域及び期間を変更。さらに、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 4月25日から6月20日までで終了：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
 - 5月12日から6月20日までで終了：愛知県、福岡県
 - 5月16日から6月20日までで終了：北海道、岡山県、広島県
 - 5月23日から7月11日まで：沖縄県
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月20日か7月11日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県
 - 5月9日から6月20日までで終了：岐阜県、三重県
 - 6月21日から7月11日まで：北海道、東京都、愛知県、京都府、

大阪府、兵庫県、福岡県

- ・ 7月8日、緊急事態宣言の区域及び期間を変更。さらに、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 5月23日から8月22日まで：沖縄県
 - 7月12日から8月22日まで：東京都
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月20日から8月22日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県
 - 6月21日から8月22日まで：大阪府
 - 6月21日から7月11日までで終了：北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- ・ 7月30日、緊急事態宣言の区域及び期間を変更。さらに、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 5月23日から8月31日まで：沖縄県
 - 7月12日から8月31日まで：東京都
 - 8月2日から8月31日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 4月20日から8月1日までで終了：埼玉県、千葉県、神奈川県
 - 6月21日から8月1日までで終了：大阪府
 - 8月2日から8月31日まで：北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県
- ・ 8月5日、まん延防止等重点措置の区域を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間と区域
 - 5月23日から8月31日まで：沖縄県
 - 7月12日から8月31日まで：東京都
 - 8月2日から8月31日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
 - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 8月2日から8月31日まで：北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県
 - 8月8日から8月31日まで：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県
- ・ 8月17日、緊急事態宣言の区域及び期間を変更。さらに、まん延防止等

重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更

・ 緊急事態措置の実施期間と区域

5月23日から9月12日まで：沖縄県

7月12日から9月12日まで：東京都

8月2日から9月12日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

8月20日から9月12日まで：茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県

・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域

8月2日から8月19日までで終了：京都府、兵庫県、福岡県

8月2日から9月12日まで：北海道、石川県

8月8日から8月19日までで終了：茨城県、栃木県、群馬県、静岡県

8月8日から9月12日まで：福島県、愛知県、滋賀県、熊本県

8月20日から9月12日まで：宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県

・ 8月25日、緊急事態宣言の区域を変更。さらに、まん延防止等重点措置の区域を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更

・ 緊急事態措置の実施期間と区域

5月23日から9月12日まで：沖縄県

7月12日から9月12日まで：東京都

8月2日から9月12日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

8月20日から9月12日まで：茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県

8月27日から9月12日まで：北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県

・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域

8月2日から8月26日までで終了：北海道

8月2日から9月12日まで：石川県

8月8日から8月26日までで終了：愛知県、滋賀県

8月8日から9月12日まで：福島県、熊本県

8月20日から8月26日までで終了：宮城県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県

8月20日から9月12日まで：富山県、山梨県、香川県、愛媛県、鹿児島県

- 8月27日から9月12日まで：高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
- ・9月9日、緊急事態宣言の区域及び期間を変更。さらに、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・緊急事態措置の実施期間と区域
 - 5月23日から9月30日まで：沖縄県
 - 7月12日から9月30日まで：東京都
 - 8月2日から9月30日まで：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
 - 8月20日から9月30日まで：茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県
 - 8月27日から9月12日までで終了：宮城県、岡山県
 - 8月27日から9月30日まで：北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県
 - ・まん延防止等重点措置の実施期間と区域
 - 8月2日から9月30日まで：石川県
 - 8月8日から9月30日まで：福島県、熊本県
 - 8月20日から9月12日までで終了：富山県、山梨県、愛媛県
 - 8月20日から9月30日まで：香川県、鹿児島県
 - 8月27日から9月12日までで終了：高知県、佐賀県、長崎県
 - 8月27日から9月30日まで：宮崎県
 - 9月13日から9月30日まで：宮城県、岡山県
- ・9月28日、9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することを決定。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更

(2) 内閣府

<令和3年>

- ・1月4日、企業主導型保育施設に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」の企業主導型保育施設への適用について（令和3年1月から3月まで）、実施機関を通じて周知
- ・1月7日、緊急事態宣言が発出された地域における企業主導型保育施設の対応について、実施機関に通じて周知
- ・1月7日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大等について」

を発出。飲食店に対する営業時間短縮要請の取組をさらに推進するため、協力要請推進枠について、要請等の対象者を、「酒類を提供する飲食店等」から「飲食店」全般へ拡大等について周知

- ・ 1月8日、緊急事態宣言に関連する認定こども園の対応について、自治体に周知
- ・ 1月15日、地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」について、予備費を活用して約7,418億円を追加措置することを閣議決定
- ・ 2月2日、自治体に対し、事務連絡「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」を発出。第三次補正予算において1.5兆円を拡充するとともに、協力要請推進枠の地方負担分2割について、一定額を上回る場合には、追加的に支援することを周知
- ・ 2月2日、DVの相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応の実施等についてを自治体に依頼
- ・ 2月9日、地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」については、各都道府県の営業時間短縮要請等の取組を引き続き後押しするため、予備費を活用し、約8,802億円を追加措置することを閣議決定
- ・ 2月26日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金の取り扱いについて」を発出。臨時交付金の制度要綱の改正及び年度内の執行スケジュールについて周知
- ・ 2月26日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の解除都道府県に対する経過措置等について」を発出。臨時交付金の協力要請推進枠における解除都道府県に対する経過措置等について周知
- ・ 3月9日、幼保連携型認定こども園の園児の健康診断の実施等に係る対応について、自治体に周知
- ・ 3月11日、企業主導型保育施設に対し、令和3年4月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について、実施機関を通じて周知
- ・ 3月22日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について」を発出。協力要請推進枠について、緊急事態措置終了後も4月21日までの経過措置を行うことを周知
- ・ 3月24日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の改正等について」を発出。本省繰り越しに

- 係る手続きが完了したことを受け、制度要綱を改正し、令和3年度予算事業についても交付対象となることを周知
- ・ 4月1日、自治体に対し、事務連絡「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」を発出。令和3年度の執行スケジュールについて周知
 - ・ 4月1日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」を発出。売上高の減少額に応じて協力金の金額を決定するよう協力要請推進枠の取扱いを変更することを周知
 - ・ 4月2日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」を発出。ゴールデンウィークまでの間、飲食店の営業時間短縮要請の取組みに万全を期すため、協力金に係る即時対応特定経費交付金の適用を5月5日までとすることを周知
 - ・ 4月12日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」を発出。その他地域における営業時間短縮要請に係る協力金について、4月22日以降、まん延防止等重点措置等と同様に、売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定することを周知
 - ・ 4月14日、認定こども園のプール活動における感染症対策について、自治体に周知
 - ・ 4月21日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和2年度実施計画の取扱いについて」を発出。令和2年度実施計画について特定の事項に限って修正を受け付けることを周知
 - ・ 4月23日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の創設について」を発出。緊急事態宣言に係る緊急支援策の一つとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）が創設されることを周知
 - ・ 4月23日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」における規模別協力金の実施に当たっての留意事項等について」を発出。規模別協力金方式を導入したことに伴う運用について周知
 - ・ 4月23日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（大規模施設等に対する休業要請協力金）」を発出。休業要請に応じた

集客力の高い大規模施設等に対して、定額の協力金を支給することを周知

- ・ 4月26日、緊急事態宣言を踏まえた認定こども園の対応について、自治体へ周知
- ・ 4月26日、企業主導型保育施設に対し、緊急事態宣言が発出された地域における企業主導型保育施設の対応について、実施機関を通じて周知
- ・ 4月28日、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談・支援について、継続的かつ迅速な対応を行うよう自治体に依頼
- ・ 4月28日、DV被害者に対する相談・支援について、継続的かつ迅速な対応の実施を再度自治体に依頼
- ・ 4月30日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の取扱いについて」を発出。事業者支援分創設に伴う臨時交付金の制度要綱の改正及び運用について周知
- ・ 4月30日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの補足・変更について（大規模施設等に対する休業要請協力金）」を発出。緊急事態措置区域における大規模施設等協力金に係るテナント等管理者等への追加支給することを周知
- ・ 4月30日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金）」を発出。規模別協力金方式を導入したことに伴う臨時交付金の制度要綱の改正及び運用について周知
- ・ 5月7日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（大規模施設等に対する協力金等）」を発出。緊急事態措置延長に伴う協力金の見直しや酒類販売事業者に対する支援措置について周知
- ・ 5月12日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（大規模施設等に対する協力金の実施要領）」を発出。大規模施設等に対する協力金の実施要領を周知
- ・ 5月20日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（酒類販売事業者に対する支援）」を発出。酒類販売事業者に対する支援金について、その取扱いを周知
- ・ 5月28日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「即時対応特定経費交付金」の取扱いの変更

- について」を発出。緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の延長に伴い、協力金に係る即時対応特定経費交付金の適用を6月20日までとすることを周知
- ・ 5月31日、配偶者からの暴力を理由とした避難事例における低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）関係事務処理について、自治体に周知
 - ・ 6月4日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（大規模施設等に対する協力金の実施要領の補足）」を発出。大規模施設等に対する協力金の実施要領について、適切な運用がなされるよう補足事項等を周知
 - ・ 6月7日、DV被害者等に対する新型コロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について、自治体に依頼。
 - ・ 6月8日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力金支給事務の迅速化に向けた取組について」を発出。飲食店に対する協力金支給事務の迅速化に向けた取組等について周知
 - ・ 6月14日、性犯罪・性暴力被害者に対する新型コロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について、自治体に依頼。
 - ・ 6月17日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠等の執行手続について」を発出。協力金の支給状況や追加交付決定の要望を踏まえ、今後、追加で交付決定する機会を設けること等を周知
 - ・ 6月17日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力金支給事務の迅速化に向けた取扱いの変更等について」を発出。協力金支給事務の迅速化のため、各要請期間後速やかに協力金の申請受付を開始すること等を周知
 - ・ 6月17日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金及び大規模施設等協力金等）」を発出。大規模施設等協力金の要件等について、時短要請の場合は国の分担割合を6割とすること、協力金に係る即時対応特定経費交付金の適用を7月11日までとすること等を周知
 - ・ 6月17日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」を発出。月間収入の減少割合が70%以上の酒類販売事業者に対し、新たに月次支援金の上限に上乗せし

て支給できる仕組みに変更したこと等を周知

- ・ 6月25日、自治体に対し、事務連絡新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」を発出。協力要請推進枠に大規模施設等に対する協力金及び酒類販売事業者に対する支援を導入したことに伴い、制度要綱の改正及び運用等について通知。
- ・ 6月25日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（映画館運営事業者及び映画配給会社に対する協力金に関する Q&A）」を発出。映画館運営事業者及び映画配給会社の時短営業時の協力金の計算が円滑に進められるよう、Q&A を周知
- ・ 6月28日、DV被害者等に対し、避難先の自治体で新型コロナワクチン接種ができる取扱いについて、公式 SNS（Facebook、Twitter）にて周知
- ・ 6月29日、企業主導型保育施設に対し、令和3年7月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について、実施機関を通じて周知
- ・ 6月30日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」を発出。大規模施設等に対する協力金及び酒類販売事業者に対する支援の創設に伴う臨時交付金の実施計画等の様式見直し等について周知
- ・ 7月6日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠交付金分及び即時対応特定経費交付金分に係る交付限度額通知について」を発出。時短要請実施の実績のある都道府県に対して、協力要請推進枠にかかる交付限度額を通知
- ・ 7月9日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「即時対応特定経費交付金」の取扱いの変更について」を発出。緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の延長に伴い、協力金に係る即時対応特定経費交付金の適用を8月22日までとすることを周知
- ・ 7月12日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金）」を発出。規模別協力金支給事務迅速化のため、協力金を先渡しできるように運用を変更
- ・ 7月14日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」を発出。酒類販売事業者に対する支

援金について、その取扱いの変更を周知

- ・ 7月15日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」を发出。規模別協力金の給付事務迅速化や酒類販売事業者に対する支援金の取扱いの変更に伴う臨時交付金の制度要綱の改正について周知
- ・ 7月26日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠等の執行手続について」を发出。9月交付決定を希望する分についてのスケジュールを周知
- ・ 7月30日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等（規模別協力金）」を发出。緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の区域変更・延長に伴う規模別協力金支給事務の迅速化に係る取扱い等を周知
- ・ 8月5日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足（規模別協力金）」を发出。新たにまん延防止等重点措置区域に追加された都道府県においても、協力金の早期給付の取組みを検討頂くよう周知
- ・ 8月10日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る交付限度額（国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額）の確定額の通知について」を发出。国庫補助事業の地方負担分交付限度額が確定した旨を周知。
- ・ 8月17日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」を发出。緊急事態措置等を実施すべき期間が延長等されたことを踏まえ、酒類販売事業者に対する支援金について、その取扱いの変更を周知
- ・ 8月17日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付について」を发出。新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」の追加交付が示され、先行交付を行った都道府県に加え、市町村も対象として交付することとなった旨を周知
- ・ 8月18日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等（規模別協力金）」を发出。新たに緊急事態措置区域又はまん

延防止等重点措置区域に追加された都道府県においても協力金の早期給付の取組みを検討頂くよう周知すると共に、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の延長に伴い、協力金に係る即時対応特定経費交付金の適用を9月12日までとすることを周知

- ・ 8月20日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）における追加交付分の取扱いについて」を発出。事業者支援交付金（追加交付分）に伴う制度要綱の改正や事業者支援交付金（追加交付分）の運用について周知
- ・ 8月25日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足（規模別協力金）」を発出。新たに緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に追加された都道府県においても協力金の早期給付の取組みを検討頂くよう周知
- ・ 9月9日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等（規模別協力金等）」を発出。協力要請推進枠における規模別協力金の要件等についてその取扱いの変更等を周知
- ・ 9月17日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」を発出。協力要請推進枠について、まん延防止等重点措置地域等における協力金の取扱いを変更したこと等に伴う制度要綱の改正やその運用について周知
- ・ 9月28日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金等）」を発出。協力要請推進枠における規模別協力金の要件等についてその取扱いの変更や緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の終了に伴い、協力金に係る即時対応特定経費交付金の適用を10月31日までとすること等を周知
- ・ 9月28日、企業主導型保育施設に対し、令和3年10月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について、実施機関を通じて周知
- ・ 10月1日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」を発出。緊急事態措置区域から除外された都道府県における飲食店との取引を行う事業者に対して、協力要請推進枠による酒類販売事業者に対する支援金の取扱いを月次支援金と同様に延長することとした旨等を周知

- ・ 10月1日、企業主導型保育施設に対し、企業主導型保育事業における感染対策の徹底について、実施機関を通じて周知
- ・ 10月5日、企業主導型保育施設に対し、企業主導型保育施設への布製マスクの配布希望の申出について、実施機関を通じて周知
- ・ 10月7日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象国庫補助事業等に係る留意点」を発出。国庫補助事業の地方負担分等の執行に係る今後のスケジュール等に関する留意点等を周知
- ・ 10月13日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」を発出。協力要請推進枠における規模別協力金の要件等を変更したことに伴う制度要綱の改正等について周知
- ・ 10月29日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「即時対応特定経費交付金」の取扱いの変更について」を発出。協力金に係る即時対応特定経費交付金について、当面の間適用する旨を周知

(3) 警察庁

<令和3年>

- ・ 1月7日、各都道府県警察に対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言がなされたことを踏まえ、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策等に万全を期すよう、通達を発出
- ・ 1月7日、各都道府県警察に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う侵入窃盗等各種犯罪に係る抑止対策の推進について、通達を発出
- ・ 1月7日、各都道府県警察に対し、都道府県知事による住民に対する外出自粛要請等に伴い、繁華街でのトラブル等の発生を防止するため、地域警察官によるパトロールを強化するなどの所要の措置を講じるよう、事務連絡を発出
- ・ 1月7日、各都道府県警察に対し、交通規制関係の各種許認可等事務において、必ずしも来署等を要しない手続については郵送により行うなど、感染リスクの低減に努めることについて、事務連絡を発出
- ・ 2月12日、各都道府県警察に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、警察の対応に係る留意事項等について、通達を発出

- ・ 3月2日、各都道府県警察に対し、死体取扱時における新型コロナウイルスへの感染防止対策として、消防機関との情報共有をより一層推進するよう、事務連絡を发出
- ・ 3月12日、各都道府県警察に対し、運転免許証の有効期間の末日までに更新手続きを受けることが困難な場合の措置（運転及び更新可能期間の延長措置）について、その末日が令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間にある方も対象とするよう、通達を发出
- ・ 4月1日、各都道府県警察に対し、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置が行うこととされたことを踏まえ、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策等に万全を期すよう、通達を发出
- ・ 4月1日、各都道府県警察に対し、生活安全警察に係る許可等事務において、必ずしも来署等を要しない手続については、郵送による手続等が可能であることの教示、感染予防対策の徹底等について、通達を发出
- ・ 4月22日、各都道府県警察に対し、災害発生時の対応における消毒の徹底、感染防護資機材の適切な使用等の感染防止対策について、通達を发出
- ・ 4月23日、各都道府県警察に対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急態宣言が行われたことを踏まえ、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策等に万全を期すよう、通達を发出
- ・ 4月23日、各都道府県警察に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う侵入窃盗等各種犯罪に係る抑止対策の推進について、通達を发出
- ・ 4月23日、各都道府県警察に対し、交通規制関係の各種許認可等事務において、必ずしも来署等を要しない手続については郵送により行うなど、感染リスクの低減に努めることについて、事務連絡を发出
- ・ 6月9日、各都道府県警察に対し、運転免許証の有効期間の末日までに更新手続きを受けることが困難な場合の措置（運転及び更新可能期間の延長措置）について、その末日が令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間にある方も対象とするよう、通達を发出
- ・ 9月13日、各都道府県警察に対し、運転免許証の有効期間の末日までに更新手続きを受けることが困難な場合の措置（運転及び更新可能期間の延長措置）について、その末日が令和3年10月1日から令和3年12月28日までの間にある方も対象とするよう、通達を发出

(4) 金融庁

<令和3年>

- ・ 1月7日、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」(麻生金融担当大臣談話)を公表
- ・ 1月7日、東京証券取引所等は、緊急事態宣言の効力発動後も、通常どおり売買を行うことを公表
- ・ 1月7日、東京証券取引所等は、上場会社に対し、「緊急事態宣言発令踏まえた適時開示実務上の留意点について」を通知
- ・ 1月8日、金融商品取引法に基づく開示書類について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務(支)局長の承認により提出期限を延長することを認めるため、所管の財務(支)局に相談するよう金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 1月19日、預金取扱金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援等について」を関係大臣の連名にて要請
- ・ 1月29日、金融機関(銀行分)における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 2月5日、預金取扱金融機関に対して、「緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について(要請)」を発出
- ・ 2月19日、金融機関(協同組織金融機関分)における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 2月24日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」(事務局:金融庁)第10回会合を実施
- ・ 2月26日、金融機関(銀行分)における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 3月4日、主要行等グループに対し、「緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について(要請)」を発出
- ・ 3月8日、金融担当大臣や経済産業大臣を含む政府当局者と官民の金融関係団体等の代表との「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催
- ・ 3月8日、預金取扱金融機関に対して、「年度末における事業者に対する金融の円滑化について」を発出
- ・ 3月8日、預金取扱金融機関等に対して、「一時支援金の給付に伴うお願いについて」の事務連絡を発出

- ・ 3月25日、預金取扱金融機関に対して、「飲食・宿泊等をはじめとする事業者への資金繰り支援等について」を発出
- ・ 3月31日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 4月1日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第11回会合を実施
- ・ 4月16日、預金取扱金融機関に対して、「飲食店への協力金等の支給に係るつなぎ融資について」の事務連絡を発出
- ・ 4月23日、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」（麻生金融担当大臣談話）を公表
- ・ 4月26日、金融商品取引法に基づく開示書類について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することを認めるため、所管の財務（支）局に相談するよう金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 4月28日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第12回会合を実施
- ・ 4月28日、預金取扱金融機関等に対して、「緊急事態宣言を踏まえた資金繰り支援と連休対応等について」を発出
- ・ 4月28日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 5月12日、預金取扱金融機関等に対して、「緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について」を発出
- ・ 5月21日、金融機関（協同組織金融機関分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 5月28日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 6月10日、預金取扱金融機関等に対して、「事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について」を発出
- ・ 6月30日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 7月12日、「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」を金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 7月30日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表

- ・ 8月24日、金融機関（協同組織金融機関分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 8月30日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 9月10日、預金取扱金融機関等に対して、「事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について」を発出
- ・ 9月30日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 10月8日、「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和と債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表
- ・ 10月29日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表

（5）消費者庁

＜令和3年＞

- ・ 1月7日、「消費者庁新型コロナウイルス感染症対策本部」（第5回）を開催。
- ・ 1月7日、消費者庁ツイッターにおいて、落ち着いた購買活動を行う旨を呼び掛け。
- ・ 1月8日、大臣会見において、落ち着いた購買活動を行う旨を呼び掛け。
- ・ 1月8日、緊急事態宣言発令に伴い、消費者から従業員への意見の伝え方について SNS にて発信。
- ・ 1月8日、ワクチン接種をかたる不審電話について、SNS 公式アカウントにて注意を呼びかけ。
- ・ 1月13日、緊急事態宣言発令に伴い、新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等に関する注意喚起資料を公表し、当庁ホームページ及び SNS にて注意を呼び掛け。長官会見において、落ち着いた購買活動を行う旨を呼び掛け。あわせて、消費者が従業員へ意見を伝える際のポイントに関するチラシを公表し、伝え方への配慮を呼び掛け。
- ・ 1月13日、第28回消費者教育推進会議において議題となった「緊急時における消費者行動について」の取りまとめを当庁 HP にて公表。
- ・ 1月15日、「Air Revo CARD／エアレボカード」と称する商品及び「Air Revo CERAMIC PLATE／エアレボセラミックプレート」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反す

る行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。また、「J a i a i l e（ジュエル）」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。

- ・ 1月26日、大臣会見において、ワクチン接種をかたる不審電話に関する注意を呼びかけ。
- ・ 1月28日、ワクチン接種をかたる不審電話について、SNS公式アカウントにて注意を呼びかけ。
- ・ 1月29日、大臣会見及び当庁ホームページにおいて、ワクチン接種をかたる不審電話に関する注意を呼びかけ。
- ・ 2月8日、特設サイト開設、テレビCM放映、オンラインセミナー開催等を内容とする、コロナ禍における消費者被害防止キャンペーンを開始。
- ・ 2月9日、新型コロナワクチン接種に関する注意喚起資料を公表し、当庁ホームページ及びSNS公式アカウントにて注意を呼びかけ。
- ・ 2月15日、独立行政法人国民生活センターにて、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）で、新型コロナワクチン詐欺に関する相談を受け付け開始。
- ・ 2月15日、独立行政法人国民生活センターにおける「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」の開設について、SNS公式アカウントにて周知。
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関し、当該表示を行っていた事業者等に対して改善要請等を実施するとともに、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を実施。
- ・ 2月27日、コロナ禍における消費者被害防止キャンペーンの一環として、第1回オンラインセミナーを開催。
- ・ 3月4日、亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者3社に対し、3社が供給するスプレーに係る表示について、それぞれ景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、措置命令を実施。
- ・ 3月5日、4月以降、独立行政法人国民生活センター相模原事務所をワクチン集団接種会場として利用することを神奈川県相模原市が決定。
- ・ 3月6日、コロナ禍における消費者被害防止キャンペーンの一環として、第2回オンラインセミナーを開催。
- ・ 3月9日、「マクロ元気」と称する食品及び「マクロ元気乳酸菌1250億プラス」と称する食品に係る表示について、景品表示法に違反する行

為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。

- ・ 3月10日及び11日、次亜塩素酸水の販売事業者3社に対し、3社が供給する次亜塩素酸水に係る表示について、それぞれ景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、措置命令を実施。
- ・ 3月13日、コロナ禍における消費者被害防止キャンペーンの一環として、第3回オンラインセミナーを開催。
- ・ 3月18日、「SARARITO ウイルスブロッカー」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。
- ・ 3月26日、新型コロナウイルスの検査キットの表示に関し、景品表示法に違反するおそれがあることから、研究用抗原検査キットの販売事業者2社及び抗体検査キットの販売事業者3社に対し、再発防止等の指導を実施。また、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を実施。
 - ・ 3月28日、消費者庁提供特別ドラマ「あなたもきっと騙される」を放送。
 - ・ 3月30日、31日、消費者が従業員へ意見を伝える際のポイントに関するチラシを、外食業界団体、小売業界団体宛に周知し、店舗等での活用を呼びかけ。
 - ・ 3月31日、一般社団法人 Food Communication Compass と共催で、公開シンポジウム「～新型コロナ関連消費者被害拡大防止のために～気をつけよう！新型コロナウイルス予防をうたう健康食品、関連商品」を開催。
- ・ 3月31日、「ION MEDIC O-RELA」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。
- ・ 4月9日、亜塩素酸による空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者2社に対し、2社が供給するスプレーに係る表示について、それぞれ景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、措置命令を実施。
- ・ 4月23日、消費者庁提供特別ドラマ「あなたもきっと騙される」を放送。
- ・ 4月30日、新型コロナワクチン接種に関する注意喚起資料を更新し、当庁ホームページ及びSNS公式アカウントにて注意を呼びかけ。
- ・ 5月7日以降、地方公共団体からの相談を受けて、随時消費者ホットライン188の接続先変更を実施。【変更のあった自治体：大阪府（富田林市）、島根県（雲南市）、静岡県（牧之原市）】
- ・ 5月18日、新型コロナワクチン接種の予約代行に関して、当庁ホームページ及びSNS公式アカウントにて注意を呼びかけ。
- ・ 6月2日、新型コロナワクチン予約を装うフィッシングに関して、当庁SNS公式アカウントにて注意を呼びかけ。
- ・ 6月11日、新型コロナワクチン接種の予約やキャンセル待ちを案内する

医療機関を名乗る SNS 等に関して、当庁 SNS 公式アカウントにて注意を呼びかけ。

- ・ 6月11日、「ウイルオフ ストラップタイプ」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。
- ・ 6月15日、「エクステアライズゲル」と称する商品、「エクステアライズスプレー」と称する商品及び「エクステアライズプラス」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。
- ・ 6月17日、「滝風(たき)イオンメディック」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。
- ・ 6月25日、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品の表示に関し、当該表示を行っている事業者等に対して改善要請を実施するとともに、SNS 等を通じて一般消費者等への注意喚起を実施。
- ・ 7月28日、「オゾン除菌消臭器 オゾネオ エアロ MXAP-AE270」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。
- ・ 7月30日、大臣会見において、ワクチンデマに関する注意を呼びかけるとともに、SNS を通じて注意喚起を実施。
- ・ 8月30日及び9月2日、厚生労働省のコロナワクチンナビに似せたサイトへ誘導しクレジットカードの情報入力を求めるメールに関して、当庁 SNS 公式アカウントにて注意を呼びかけ。
- ・ 9月9日、厚生労働省のコロナワクチンナビに似せたサイトへ誘導しクレジットカードの情報入力を求めるメールに関して、当庁ホームページにて注意を呼びかけ。
- ・ 10月13日、厚労省と合同で、新型コロナウイルスの抗原検査キットの購入における注意点を公表。

(6) 復興庁

<令和3年>

(7) 総務省

<令和3年>

- ・ 1月7日、緊急事態宣言を受けて出勤回避等の取組を地方公共団体に要請
- ・ 1月15日、地方税について、徴収猶予の特例期間終了後も、納税が困難な納税者等に対して、引き続き、柔軟かつ適切な対応を行うよう、地方

公共団体に対して要請。

- ・ 1月21日、電気通信事業者関連4団体に対し、固定電話・携帯電話等に係る料金の支払期限延長等の実施に係る要請を改めて実施。
- ・ 1月22日、インターネットの通信に関する官民協議会（インターネットトラヒック流通効率化検討協議会、略称：CONNECT）において、緊急事態宣言が発出された1月のトラヒックについて議論・情報共有。
- ・ 1月28日、NHKに対し、新型コロナウイルスの感染症の影響拡大に伴い、NHKが実施している措置につき、放送受信契約者に対し周知に努めることについて要請。
- ・ 2月3日及び15日、税の申告期限の延長について適切な対応を地方公共団体に対して要請。
- ・ 2月5日、総務省で2004年から年2回公表している「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算」を公表。2020年5月集計では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅時間増等により、前年同月比57.4%増とトラヒックが大幅に増加していたが、2020年11月集計では、同年5月からの増加は大きくないが、前年同月比では56.7%の大幅増加。
- ・ 3月10日、NHKが行っている延滞利息の支払いを不要とする等の措置の延長について、電波監理審議会への諮問・答申を経て認可。
- ・ 3月19日、緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組を地方公共団体に要請
- ・ 3月30日、令和2年1月からの1年間の新型コロナウイルス感染症に対する行政相談の取組をまとめた「総務省の行政相談における新型コロナウイルス感染症への対応-令和2年1年間の実績-」について公表（令和2年12月末までに、1万6,821件の新型コロナウイルス感染症関連の相談を受付、支援制度や相談窓口に関する情報を発信、相談窓口における感染対策の実施など）
- ・ 4月1日、令和3年度の「テレワークマネージャー相談事業」の受付を開始
- ・ 4月2日、まん延防止等重点措置実施後の出勤回避等の取組を地方公共団体に要請
- ・ 4月23日、緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組を地方公共団体に要請
- ・ 4月23日、地方公共団体の首長宛てに「総務大臣メール」を発出（新型コロナワクチンの速やかな接種について）
- ・ 4月27日、「新型コロナワクチン接種地方支援本部」設置

- ・ 6月18日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく今後の出勤回避等の取組を地方公共団体に要請
- ・ 6月21日、地方公共団体に対して応急対策職員派遣制度による応援職員派遣の際の新型コロナウイルス感染症に係る留意事項を周知する事務連絡を発出
- ・ 6月30日、令和2年度1年間の行政相談実績を取りまとめた「総務省の行政相談の実績（令和2年度）」について公表（新型コロナウイルス感染症関連では、新型コロナウイルス感染症に関連する相談の受付件数（1万8,281件）、月別受付件数の推移、相談事例等を紹介）
 なお、令和2年1月以降、3年5月までの総受付件数は、約2万4千件。
- ・ 7月1日、「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」設置
- ・ 7月19日、総務省で2004年から年2回公表している「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算」を公表。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、在宅時間の増加等により、2021年5月集計時点で、前年同月比26%増、コロナ禍前の前々年同月比で約2倍の増加。
- ・ 7月19日～9月5日、「テレワーク・デイズ2021」として、テレワークの一斉実施を呼びかけ（最終的に1,531団体が登録）
- ・ 7月30日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく今後の出勤回避等の取組を地方公共団体に要請
- ・ 緊急事態宣言及び重点措置の区域変更に合わせて、7月30日、8月5日、8月18日、8月26日に、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく今後の出勤回避等の取組を地方公共団体に要請
- ・ 9月13日、NHKが行っている延滞利息の支払いを不要とする等の措置の延長について、電波監理審議会への諮問・答申を経て認可。
- ・ 9月29日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく今後の出勤回避等の取組を地方公共団体に要請
- ・ 10月15日、令和3年度行政相談週間の実施について公表（行政相談週間の取組として、①新型コロナウイルス感染症に関連する相談の受付・情報提供、②新型コロナウイルス感染症対策とICT活用の実施について紹介）

（8）消防庁

＜令和3年＞

- ・ 1月7日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、

緊急事態宣言の発出及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正等について」を周知する事務連絡を発出

- ・ 1月7日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から緊急事態宣言下における繁華街での見回り活動等について、関係部局が一体となって徹底して実施することが要請され、消防庁から各消防本部宛て配慮を依頼する事務連絡を発出
- ・ 1月8日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」を周知する事務連絡を発出。各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大等について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 1月8日、各都道府県消防防災主管課等を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令等を踏まえた消防法令の運用上の留意事項について周知する事務連絡を発出
- ・ 1月13日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から基本的対処方針を踏まえ、日中においても警察、消防その他の関連部局が一体となった見回りや呼びかけ活動等について徹底して実施することが要請され、消防庁から各消防本部宛て配慮を依頼する事務連絡を発出
- ・ 1月14日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）等の開催について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 1月14日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等について」を周知する事務連絡を発出。
- ・ 1月15日、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における、接種対象である「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲について周知する事務連絡を発出
- ・ 1月15日、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態宣言の発出及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正を踏まえた対応について周知を依頼する事務連絡を発出
- ・ 1月20日、消防庁関係団体（26団体）に対し、接触確認アプリ（COCOA）の職員へのインストール・活用の周知についての事務連絡を発出
- ・ 1月22日、新型コロナウイルス緊急事態宣言（1月7日）を踏まえ、緊急事態区域における防火対象物点検、消防用設備等点検報告等の期間を延長するため消防庁告示を制定し、1月22日付けで公布・施行したことを各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対して通知
- ・ 1月25日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に 対

- し、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 1月27日、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する政府の情報発信について情報提供する事務連絡を発出
 - ・ 1月27日、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る柔軟な対応を依頼する通知を発出
 - ・ 1月27日、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、令和2年12月28日に通知した「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について(通知)」及び令和3年1月27日に通知した「新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る柔軟な対応について」の内容について、厚生労働省医政局総務課から各都道府県等の衛生主管部局及び関係団体に対し、周知がなされたことを情報提供する事務連絡を発出
 - ・ 1月28日、都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認する事務連絡を発出
 - ・ 2月1日、都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行後の消防機関における対応を確認する通知を発出
 - ・ 2月3日、消防庁関係団体(26団体)に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について周知する事務連絡を発出
 - ・ 2月3日、各都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部(第54回)等の開催について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 2月3日、各都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 2月4日、消防庁関係団体(26団体)に対し、テレワーク等の徹底について周知する事務連絡を発出
 - ・ 2月4日、都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、厚生労働省から新たに示された「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件等を踏まえた消防機関における対応を確認する通知を発出

- ・ 2月5日、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について周知する事務連絡を発出
- ・ 2月5日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等の徹底について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 2月8日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、救急隊員等のワクチン接種対象職員数を把握するため「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（依頼）」を発出
- ・ 2月8日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 2月12日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルスを含む感染症対策をまとめたチラシ（内閣広報室・厚生労働省作成）を送付し、掲示・周知等の協力を依頼
- ・ 2月15日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知する事務連絡を発出
- ・ 2月15日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定について周知する事務連絡を発出
- ・ 2月15日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、救急隊員の新型コロナウイルス感染事例が発生したことも踏まえ、2月4日に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促す事務連絡を発出
- ・ 2月15日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第55回）等の開催について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 2月15日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正についてを周知する事務連絡を発出
- ・ 2月15日、搬送困難事案調査の対象となっている52消防本部に対し、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた取組等調査を依頼するメールを発出
- ・ 2月16日、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して発出された、医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、

当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求める事務連絡を発出

- ・ 2月16日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知についてを周知する事務連絡を発出
- ・ 2月19日、各都道府県防災担当主管部（局）に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報共有及び避難所における感染症対策の経費について周知する事務連絡を発出
- ・ 2月19日、消防庁関係団体（26団体）に対し、テレワークや時差出勤の積極的な活用を促し、厚生労働省がとりまとめた「相談・受診の目安」を周知する通知を発出
- ・ 2月19日、新型コロナウイルス感染症患者等への対応に係る地域において参考となる取組として千葉市及び大阪府の事例について、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し情報提供（メール）
- ・ 2月19日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、可能な範囲でのテレワークの活用を促す事務連絡を発出
- ・ 2月19日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、厚生労働省がとりまとめた「相談・受診の目安」を周知する事務連絡を発出
- ・ 2月26日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ調査結果を周知する事務連絡を発出
- ・ 2月26日、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場の消防法令上の取扱いについての事務連絡を発出
- ・ 3月1日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）等の開催について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月1日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についてを周知する事務連絡を発出
- ・ 3月1日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、テレワーク等の推進についてを周知する事務連絡を発出
- ・ 3月1日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について周知する事務連絡を発出

- ・ 3月1日、消防庁関係団体（26団体）に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について周知する事務連絡を発出
- ・ 3月1日、消防庁関係団体（26団体）に対し、テレワーク等の推進について周知する事務連絡を発出
- ・ 3月2日、新型コロナウイルスへの感染防止対策として警察との情報共有の推進のため、各消防機関において警察との密接な連絡について引き続き適切に対応するよう求める事務連絡を発出
- ・ 3月2日、中央防災会議会長から各都道府県防災会議会長に対し、融雪出水期を迎えるに当たって、防災態勢の一層の強化を図るための取組を行うことを依頼する通知を発出
- ・ 3月4日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例に係る適切な対応について」を周知する通知を発出
- ・ 3月8日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）等の開催について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月8日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長についての事務連絡を発出
- ・ 3月8日、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態宣言延長後の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項についての事務連絡を発出
- ・ 3月10日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月19日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回）等の開催について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月19日、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する政府の情報発信について新たな情報を追加で提供する事務連絡を発出
- ・ 3月19日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了についての事務連絡を発出
- ・ 3月22日、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についての事務連絡を発出
- ・ 3月22日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、

「緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について」を周知する事務連絡を发出

- ・ 3月23日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月24日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月24日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせについて」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月25日、消防庁関係団体（26団体）に対し、年度当初の研修での留意事項について周知する事務連絡を发出
- ・ 3月25日、消防庁・国交省から各都道府県防災部局及び砂防部局に対し、6月の土砂災害防止月間を中心に、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携し、防災訓練を実施することを依頼する通知を发出
- ・ 3月26日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「年度当初の研修での留意事項について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月31日、新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保のため、各消防機関が市町村等の関係者と連携して取り組むよう依頼する通知を发出
- ・ 4月2日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月5日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し「緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について」及び「新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）等の開催について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月14日、各都道府県消防防災主管部（局）及び東京消防庁・各指定都市消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）等の開催について（情報提供）を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月15日、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して发出された、ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求める事務連絡を发出
- ・ 4月19日、各都道府県消防防災主管部（局）及び東京消防庁・各指定都市消防本部に対し、「消防学校における新型コロナウイルス感染症の感

- 染防止対策の徹底について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月21日、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた消防操法訓練及び大会の実施について事務連絡を发出
 - ・ 4月23日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、緊急事態宣言の发出及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正等について」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月26日、各都道府県消防防災主管部長に対し、防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、住民に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うよう周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月26日、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態宣言の发出及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正を踏まえた対応についての事務連絡を发出
 - ・ 5月11日、消防庁関係団体（26団体）に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についての事務連絡を发出
 - ・ 5月13日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナワクチンの接種について、円滑な接種の推進と接種にあたっての注意事項等を周知する事務連絡を发出
 - ・ 5月13日、各都道府県消防防災主管部（局）長に対し、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する留意事項のQ & Aを周知する通知を发出
 - ・ 5月17日、各都道府県消防主管部局長に対し、第28回全国消防操法大会の中止等を周知する通知を发出
 - ・ 5月17日、消防庁関係団体（26団体）に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限 施設の使用制限等に係る留意事項等についての事務連絡を发出
 - ・ 5月18日、各都道府県消防主管課に対し、令和3年度全国少年消防クラブ交流大会の中止について周知する通知を发出
 - ・ 5月20日、各都道府県消防防災主管部（局）及び東京消防庁・各指定都市消防本部に対し、新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて周知する事務連絡を发出
 - ・ 5月21日、中央防災会議会長から各都道府県防災会議会長に対し、梅雨期及び台風期を迎えるに当たって、防災態勢の一層の強化を図るための取組を行うことを依頼する通知を发出
 - ・ 5月24日、消防庁関係団体（26団体）に対し、沖縄県における緊急事態宣言の公示に伴う、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についての事務連絡を发出
 - ・ 5月25日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、

「救急救命士による新型コロナワクチン接種業務の対応について」周知する事務連絡を発出

- ・ 5月27日、各都道府県消防防災主管部(局)及び東京消防庁・各指定都市消防本部に対し、地方公務員のワクチン接種に係る職務専念義務の免除等について情報提供する事務連絡を発出
- ・ 5月28日、各都道府県消防防災主管部(局)長に対し、令和3年度総合防災訓練大綱を踏まえた防災訓練等を実施するよう依頼する通知を発出
- ・ 5月31日、消防庁関係団体(26団体)に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項についての事務連絡を発出
- ・ 5月31日、各都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、厚生労働省において、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会」が開催されたことを情報提供する事務連絡を発出
- ・ 6月4日、各都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、厚生労働省から示された「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」への対応について通知を発出
- ・ 6月10日、各都道府県防災主管部(局)に対し、避難所の運営と新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る対応について周知する事務連絡を発出
- ・ 6月10日、消防庁関係団体(26団体)に対し、職場における積極的な検査等の実施についての事務連絡を発出
- ・ 6月11日、各都道府県総務部長、各指定都市総務局長及び各都道府県消防防災主管部(局)長に対し、「消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の任命等及び手当について」周知する通知を発出
- ・ 6月11日、各都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」への対応等について」周知する事務連絡を発出
- ・ 6月16日、各都道府県消防防災主管部(局)長に対し、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)を周知する通知を発出
- ・ 6月17日、各都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について

- （第二報）」への対応等について」周知する事務連絡を発出
- ・ 6月18日、消防庁関係団体（26団体）に対し基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についての事務連絡を発出
 - ・ 6月18日、消防庁関係団体（26団体）に対し出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）についての事務連絡を発出
 - ・ 6月25日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「消防職員である救急救命士のワクチン接種業務従事の検討状況等に係る調査の実施について」協力を求める通知を発出
 - ・ 6月30日、各都道府県消防防災主管部（局）長に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第2版）を周知する通知を発出
 - ・ 6月30日、消防庁関係団体（26団体）に対し催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等についての事務連絡を発出
 - ・ 7月5日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「神奈川県海老名市における救急救命士によるワクチン接種の開始について」情報提供する事務連絡を発出
 - ・ 7月7日（水）、各都道府県消防防災主管部（局）長に対し、「消防本部の救急救命士のワクチン接種業務に向けた研修受講等の実績調査について」協力を求める通知を発出
 - ・ 7月12日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等についての事務連絡を発出
 - ・ 7月12日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）についての事務連絡を発出
 - ・ 7月12日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項についての事務連絡を発出
 - ・ 7月20日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、夏休み期間中における留意事項についての事務連絡を発出
 - ・ 8月3日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）長に対し、新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について周知する通知を発出
 - ・ 8月4日（水）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等についての事務連絡を発出
 - ・ 8月4日（水）、消防庁関係団体（26団体）に対し、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）についての事務連絡を発出
 - ・ 8月4日（水）、消防庁関係団体（26団体）に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項についての事務連絡を発出

- ・ 8月6日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等についての事務連絡を发出
- ・ 8月6日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、職場における積極的な検査等の実施手順に関する Q&A についての事務連絡を发出・ 8月6日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）についての事務連絡を发出
- ・ 8月6日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項についての事務連絡を发出
- ・ 8月23日（月）、厚生労働省から各都道府県知事に対して发出された、新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備に関する通知を踏まえ、各都道府県知事を通じ、消防本部に対し、より迅速な移送・搬送体制の確保を求める通知を发出
- ・ 8月26日（木）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して发出された、入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、必要な対応を求める事務連絡を发出
- ・ 9月13日（月）、入院待機施設における酸素投与用の酸素使用量が増加することや酸素投与を伴う救急活動の増加が予想されることから、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、各消防本部に対し、救急活動に支障が生ずることのないよう、必要に応じて対応を求める事務連絡を发出
- ・ 9月15日（水）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して发出された、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の構築への対応に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、必要な対応を求める事務連絡を发出
- ・ 9月27日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）長に対し、令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について周知する事務連絡を发出
- ・ 9月30日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態措置等の終了及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知する事務連絡を发出
- ・ 10月1日（金）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して发出された、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、救急隊員等の追加接種が円滑に進められるよう、必要な

調整等行うよう要請する事務連絡を発出

- ・10月1日（金）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して発出された、今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、必要な対応を求める事務連絡を発出

（9）法務省

＜令和3年＞

- ・1月7日、省内及び地方支分部局等に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク勤務・早出遅出勤務の実施等について（通知）」を発出
- ・3月9日から、厚生労働省や賛同企業・団体と連携して、新型コロナウイルス感染症に関連した差別・偏見をなくすための人権啓発キャンペーンを展開
- ・3月19日、省内及び地方支分部局等に対し、「緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について（通知）」を発出
- ・4月2日、省内及び地方支分部局等に対し、「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置実施後の出勤回避等の取組について（通知）」を発出（同月6日、12日及び19日に改定）
- ・4月23日、省内及び地方支分部局等に対し、「緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組について（通知）」を発出

（10）出入国在留管理庁

＜令和3年＞

- ・1月14日、地方公共団体に対し、出入国在留管理庁のホームページリニューアルに伴う外国人生活支援ポータルサイトのURLの変更とともに、新型コロナウイルス感染症関連情報等を周知する事務連絡を発出
- ・1月18日、地方出入国在留管理局に対し、令和3年1月13日、政府において緊急事態宣言が発出されたことを踏まえた「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象国・地域であるタイ等11か国からの入国に対する水際対策措置の強化を決定したことを受け、タイ等11か国との間で実施している対象国との試行的措置の仕組みによって新規入国を許可する取扱いについて、令和3年1月21日から緊急事態解除宣言が

- 発せられるまでの間に上陸の申請に及ぶ者は、当該仕組みで新規入国することを拒否することとなる旨の通知を发出
- ・ 1月18日、地方出入国在留管理局に対し、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止し、原則として両トラックによる外国人の新規入国を認めないことになった旨を航空会社等に周知するよう依頼の事務連絡を发出
 - ・ 1月29日、地方公共団体に対し、2月から出入国在留管理庁の多言語ホームページの開設及び同ホームページ上に多文化共生施策に係る「御意見箱」を設置する旨を周知する事務連絡を发出
 - ・ 2月2日、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策を取りまとめ、日本語版及びやさしい日本語版を出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイトに掲載、Twitter、Facebookに投稿
 - ・ 2月24日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの改訂及び本マニュアルの対策の適切な実施に関する通知を发出
 - ・ 3月17日、在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症値策の各国言語による周知について協力依頼の事務連絡を发出
 - ・ 3月18日、地方出入国在留管理局に対し、レジデンストラック、ビジネストラック等について、緊急事態解除宣言後も当分の間、運用を停止する措置を継続することになった旨を航空会社等に周知を依頼するよう事務連絡を发出
 - ・ 3月18日、地方出入国在留管理局に対し、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象国・地域であるタイ等11か国との間で実施している仕組みによる新規入国及び防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件に、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可する取扱いについて、緊急事態解除宣言後の令和3年3月22日からも当分の間、これら仕組みにより上陸の申請に及ぶ者は新規入国することを拒否することとなる旨の通知を发出
 - ・ 3月26日、地方出入国在留管理局に対し、在留資格「特定活動（雇用継続支援）」をもって在留する者から在留期間更新許可申請等があった場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い本国等への帰国が困難と認められるときに限って、引き続き在留を認めることとした旨の通知を发出
 - ・ 4月1日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、厚生労働省

健康局健康課予防接種室から各都道府県衛生主幹部（局）宛て発出された事務連絡に関し、入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に係る対応に関する事務連絡を発出

- ・ 4月13日、新型コロナウイルスのワクチン接種に関し、自治体から届くお知らせの例を外国人生活支援ポータルサイトの各言語ページに掲載
- ・ 4月13日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症に関する職場内クラスター発生防止措置の徹底に関する事務連絡を発出
- ・ 4月15日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い再入国出国中に再入国許可の有効期間が経過した中長期在留者に係る取扱いの対象の拡大についての通知を発出
- ・ 4月15日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、地方出入国在留管理官署に収容中の被収容者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対処方針に関する事務連絡を発出
- ・ 4月20日、SNS及び出入国在留管理庁メール配信サービスを通じて、入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する情報を外国人に周知
- ・ 4月26日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症対策としての不要不急の外出自粛徹底に関する通知を発出
- ・ 4月27日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、各官署における検査体制の構築に関する通知を発出
- ・ 4月28日、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策（令和3年4月1日現在）を取りまとめ、日本語版及びやさしい日本語版を出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイトに掲載、Twitter、Facebookに投稿
- ・ 4月30日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症に関連して、出国前72時間以内の検査証明書の提出に係る厚生労働省からの協力依頼について地方局に指示する事務連絡を発出
- ・ 5月7日、地方出入国在留管理局に対し、インド、パキスタン及びネパールへの短期渡航の自粛を要請するための要請書を出入国港及び地方出入国在留管理局・支局等の在留諸申請の窓口に掲示するとともに、出国審査ブース等において、日本人を含めた出国者に手交するよう指示する

通知を発出

- ・ 5月10日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る『感染リスクが高まる「5つの場面」』のやさしい日本語説明文等の周知について指示する事務連絡を発出
- ・ 5月11日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルスについて、従来株よりも感染しやすい可能性がある変異株の存在や定期的なPCR検査をすり抜けてクラスターが発生した事案などが報道されていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底について依頼する事務連絡を発出
- ・ 5月13日、地方出入国在留管理局に対し、5月12日、政府においてインド、パキスタン及びネパールからの入国に対する水際対策の強化を決定したことを受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 5月13日、地方出入国在留管理局に対し、5月14日から当分の間、上陸申請日前14日以内に、インド、パキスタン又はネパールに滞在歴のある在留資格保持者の再入国は、特段の事情がない限り、拒否することとなった旨を航空会社等に周知するよう事務連絡を発出
- ・ 5月18日、地方出入国在留管理局に対し、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の関係者に求める出国前72時間以内の検査証明の取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 5月19日、地方出入国在留管理局に対し、5月18日、政府において、インド、パキスタン及びネパールに加えてバングラデシュ及びモルディブからの入国に対する水際対策の強化を決定したことを受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 5月19日、地方出入国在留管理局に対し、上陸申請日前14日以内にバングラデシュ又はモルディブに滞在歴のある者についても、在留資格保持者の再入国は、特段の事情がない限り、拒否することとなった旨を航空会社等に周知するよう事務連絡を発出
- ・ 5月20日、地方出入国在留管理局に対し、5月19日、政府において、インド、パキスタン、ネパール、バングラデシュ及びモルディブに加えてスリランカからの入国に対する水際対策の強化を決定したこと等を受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 5月20日、地方出入国在留管理局に対し、①入管法第5条第1項第14号の適用に関し、5月19日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内

- 容を受けて対象者を拡大することとなった旨、②上陸申請日前14日以内にスリランカに滞在歴のある者についても、在留資格保持者の再入国は、特段の事情がない限り、拒否することとなった旨を航空会社等に周知するよう事務連絡を発出
- ・ 5月20日、厚生労働省から検疫対応への協力依頼の内容を変更する旨の協力依頼があったことから、地方出入国在留管理局に対し、その協力依頼に対応するよう指示する通知を発出
 - ・ 5月25日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い再入国出国中に再入国許可の有効期限が経過した元「永住者」及び「高度専門職2号」の者を上陸特別許可する際の取扱いについて指示する通知を発出
 - ・ 6月1日、地方出入国在留管理局に対し、同日、政府において、インド、パキスタン、ネパール、バングラデシュ、モルディブ及びスリランカに加えて、アフガニスタンからの入国に対する水際対策の強化を決定したこと等を受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
 - ・ 6月1日、地方出入国在留管理局に対し、上陸申請日前14日以内にアフガニスタンに滞在歴のある者についても、在留資格保持者の再入国は、特段の事情がない限り、拒否することとなった旨を航空会社等に周知するよう事務連絡を発出
 - ・ 6月17日、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策（令和3年6月1日現在）を取りまとめ、日本語版及びやさしい日本語版を出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイトに掲載、Twitter、Facebookに投稿、メール配信サービスを利用
 - ・ 7月1日、FRESヘルプデスクの対応言語を14言語から18言語に拡大
 - ・ 7月5日、地方公共団体に対し、一元的相談窓口において新型コロナウイルス感染症のための特別な対応をする場合の外国人受入環境整備交付金の特例措置の延長に関する事務連絡を発出
 - ・ 7月20日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの改訂及び本マニュアルに基づいた対策の適切な実施に関する通知を発出
 - ・ 8月2日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症について、基本的な新型コロナウイルス感染症対策を改めて徹底し、全職員が「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第4版】」の内容を理解・実践するよう改めて周

- 知するよう依頼する事務連絡を发出
- ・ 8月11日、地方出入国在留管理局に対し、同日、政府において、パキスタンからの入国に対する水際対策の緩和を決定したこと等を受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
 - ・ 8月11日、地方出入国在留管理局に対し、上陸申請日前14日以内に、インド、パキスタン、ネパール、バングラデシュ、モルディブ、スリランカ又はアフガニスタンに滞在歴のある者について、在留資格保持者の再入国を特段の事情がない限り、拒否することとしているところ、8月13日午前0時から、同措置の対象からパキスタンを除外する旨を航空会社等に周知するよう事務連絡を发出
 - ・ 8月11日、地方出入国在留管理局に対し、在留外国人への新型コロナワクチン接種に係る情報提供に取り組むよう依頼する通知を发出
 - ・ 8月11日、地方公共団体に対し、地方出入国在留管理局宛に在留外国人への新型コロナワクチン接種に係る情報提供に取り組むよう通知していることに関する事務連絡を发出
 - ・ 8月16日、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策（令和3年8月1日現在）を取りまとめ、日本語版及びやさしい日本語版を出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイトに掲載、Twitter、Facebookに投稿、メール配信サービスを利用
 - ・ 8月24日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否の対象地域に関し、8月26日から、新たにフィジーが追加されることとなる旨の事務連絡を发出
 - ・ 8月24日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう事務連絡を发出
 - ・ 9月1日、地方出入国在留管理局に対し、在留外国人への新型コロナワクチン接種に係る情報提供のための多言語版リーフレットを送付し、引き続き情報提供に取り組むよう依頼する事務連絡を发出
 - ・ 9月2日、地方公共団体に対し、地方出入国在留管理局宛に在留外国人への新型コロナワクチン接種に係る情報提供のための多言語版リーフレットを送付し、引き続き情報提供に取り組むよう依頼していることに関する事務連絡を发出
 - ・ 9月3日、在留外国人への新型コロナワクチン接種に係る情報提供のための多言語版リーフレットを外国人生活支援ポータルサイトに掲載、Twitter、Facebookに投稿、メール配信サービスを利用

- ・ 9月10日、地方自治体に対し、厚生労働省健康局健康課予防接種室との連名で、「短期滞在」等の在留資格を有する者のうちやむを得ない事情により3か月以上本邦に在留する者が新型コロナワクチンの接種を希望する場合、適切に接種が行われるよう対応を依頼する事務連絡を发出
- ・ 9月17日、地方出入国在留管理局に対し、同日、政府において水際対策の運用変更が決定されたことに伴い、上陸申請日前14日以内にインド、ネパール、バングラデシュ、モルディブ、スリランカ又はアフガニスタンに滞在歴のある者の再入国を拒否する措置が終了することとなったことを受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
- ・ 9月17日、地方出入国在留管理局に対し、上陸申請日前14日以内に、インド、ネパール、バングラデシュ、モルディブ、スリランカ又はアフガニスタンに滞在歴のある者について、在留資格保持者の再入国を特段の事情がない限り、拒否することとしているところ、9月20日午前0時から、同措置を終了する旨を航空会社等に周知するよう事務連絡を发出
- ・ 9月17日、地方公共団体に対し、入管法の規定により本邦に在留することができる外国人で「短期滞在」等の在留資格を有する方への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について情報提供する事務連絡を发出
- ・ 9月17日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に関する通知を发出
- ・ 10月5日、「FRES C多言語ワクチン接種サポート」の情報を出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイトに掲載、10月7日、Twitter、Facebookに投稿、メール配信サービスを利用（以降、この「FRES C多言語ワクチン接種サポート」の更新情報を随時、これらのサービスを利用して配信）
- ・ 10月7日、地方出入国在留管理局に対し、窓口混雑緩和による新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に資するため、オンライン申請の利用について、積極的な広報を指示する事務連絡を发出
- ・ 10月8日、在留外国人を対象とした多言語による新型コロナワクチン接種の支援を東京、名古屋及び大阪にて行うことから、出入国在留管理庁ホームページに掲載の「FRES C多言語ワクチン接種サポート」の広報・周知を依頼する事務連絡を发出
- ・ 10月20日、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策（令和3年10月1日現在）を取りまとめ、日本語版及びやさしい日本語版を出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイトに掲載、Twitter、Facebookに投稿、メール配信サービスを利用

(11) 外務省

<令和3年>

- ・ 1月14日から、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンスストラックの運用を停止。
- ・ 3月18日、ビジネストラック及びレジデンスストラック、全ての国・地域からの新規入国の一時停止を当分の間継続することを決定。
- ・ 5月18日、一部の国・地域の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
(アジア) カンボジア、スリランカ、タイ、東ティモール、モンゴル
(中南米) セントルシア
(アフリカ) セーシェル
- ・ 7月2日、職域接種会場における一時帰国中海外在留邦人等への接種事業開始
- ・ 7月12日、「帰国邦人新型コロナウイルス・ワクチン接種コールセンター」開設
- ・ 7月19日、「海外在留邦人向け新型コロナウイルス・ワクチン接種予約サイト」開設、予約受付開始
- ・ 7月30日、職域接種会場における一時帰国中海外在留邦人等への接種事業での接種者への接種証明書発行開始
- ・ 8月1日、成田空港及び羽田空港におけるワクチン接種事業開始
- ・ 8月13日、一部の国・地域の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
(大洋州) フィジー
- ・ 8月18日、成田空港及び羽田空港におけるアストラゼネカ製ワクチン接種予約受付開始
- ・ 8月20日、成田空港、羽田空港及び外務省（事後申請のみ）における接種者への接種証明書発行開始
- ・ 8月25日、成田空港及び羽田空港におけるアストラゼネカ製ワクチン接種開始
- ・ 9月27日、同日発表の水際措置の見直し（接種証明書保持者に対する水際措置の緩和）を受け、成田空港及び羽田空港におけるワクチン接種事業において対象外としていた本邦未承認ワクチンを既に2回接種した者に対しても、居住地の感染状況等を踏まえ、本人の判断に基づき、医師と相談の上で2回接種することを認めることとし、在外公館に周知。

(12) 財務省

<令和3年>

- ・ 1月8日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、緊急事態宣言を踏まえた資金繰り支援について配慮要請を実施
- ・ 1月19日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る政府系・民間金融機関による融資のうち、実質無利子等となる上限額を4000万円から6000万円に（日本政策金融公庫国民生活事業、民間金融機関等）、または2億円から3億円に（日本政策金融公庫中小企業事業等）引き上げることについて、資金繰り支援を必要とする中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支障を来さないよう各機関の職員に周知するよう等要請。
- ・ 2月2日、申告所得税等の申告・納付期限等の延長について、国税庁本庁にて記者発表を開催するとともに、発表内容を国税庁ホームページに掲載。2月3日、Twitterの国税庁アカウントからツイートを実施。また、所管団体等に対し、期限延長について周知。
- ・ 2月26日、所管団体等に対し、福島県沖を震源とする地震による災害等を踏まえた資金繰り支援等について配慮要請を実施。
- ・ 3月8日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、中小企業・小規模事業者等の年度末金融の円滑化を要請。
- ・ 3月25日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、飲食・宿泊等をはじめとする事業者等への資金繰り支援等について配慮要請を実施。
- ・ 3月29日、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度等の協調要件を緩和し、日本政策金融公庫等が、単独での支援も可能となるよう措置。
- ・ 3月29日、危機対応業務において、中堅・大企業向けの貸付けに係る協調要件を一時停止するとともに、中小企業向けの資本金劣後ローンに係る協調要件を緩和。また、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業に係る貸付けについて、利下げ幅の拡大等を措置。
- ・ 4月16日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、飲食店への協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について配慮要請を実施。
- ・ 4月28日、関係省庁から、官民の金融機関に対し、緊急事態宣言を踏まえた資金繰り支援や、連休中も必要な態勢を整備すること等について配慮要請を実施。
- ・ 5月12日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、緊急事態宣言の延長

- 等を踏まえた資金繰り支援等について配慮要請を実施。
- ・ 5月25日、関係省庁から、「今年前半まで」としていた日本政策金融公庫等の政府系金融機関による実質無利子・無担保融資を「当面年末まで」延長する方針を発表。
 - ・ 6月10日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について配慮要請を実施。
 - ・ 6月14日、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度における融資期間等の拡充を実施。
 - ・ 6月15日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」の申請受付開始に伴う配慮要請を実施。
 - ・ 7月1日、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度における融資限度額の拡充を実施。
 - ・ 9月10日、関係省庁から、政策金融機関等に対し、事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について配慮要請を実施。

(13) 文部科学省

<令和3年>

- ・ 1月5日、各都道府県・指定都市教育委員会・大学等に対して、小学校、中学校、高等学校、大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知を发出
- ・ 1月7日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の支援について通知を发出
- ・ 1月8日、各都道府県・指定都市教育委員会・大学等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校、高等学校、大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について通知を发出
- ・ 1月8日、各大学に対して、令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策の徹底についての通知を改めて发出
- ・ 1月8日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストを受験する者の事前の健康観察等の徹底についての通知を发出

- ・ 1月8日、全国知事会に対して、各都道府県における新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する大学入学者選抜への配慮を要請
- ・ 1月8日、従業員の雇用維持のために雇用シェアを希望する企業と企業人材の受入れを希望する教育委員会や学校をつなげるため、「学校雇用シェアリンク」を開設し、同日、教育委員会、学校、経済団体に事務連絡及び依頼文を発出
- ・ 1月8日、文化芸術・スポーツ団体、都道府県等に対して、「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が発出されたことを踏まえた注意事項等を周知
- ・ 1月13日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の一層の支援について通知を発出
- ・ 1月14日、都道府県教育委員会等に対して、高等学校通信制課程における面接指導等の実施に関する留意事項について、事務連絡を発出
- ・ 1月14日、各都道府県・指定都市教育委員会・大学等に対して、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校、高等学校、大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知を発出
- ・ 1月20日、令和3年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する変更についてを公表
- ・ 1月22日、各大学に対して、各大学の個別入試における選抜方法の大きな変更は、受験生に多大な不利益を与える恐れがあるため、慎重に検討するよう要請する通知を発出
- ・ 1月26日、各都道府県・指定都市教育委員会・大学等に対して、海外から帰国・再入国する児童生徒等への対応について事務連絡を発出
- ・ 1月29日、各大学等に対して、学生の健康管理や感染対策・注意喚起の徹底に取り組むよう求める通知を発出
- ・ 2月1日、都道府県教育委員会等に対して、新型コロナウイルスのワクチン接種会場に教育委員会等の所管する施設等を活用することについて通知を発出
- ・ 2月3日、各大学に対して、令和3年度大学入学者選抜個別試験の適切な実施について事務連絡を発出
- ・ 2月3日、各大学に対して、令和3年度大学入学共通テストにおける感染症対策事例集について周知
- ・ 2月3日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について周知
- ・ 2月5日、各大学等に対して、卒業式、謝恩会、卒業旅行等における感

染拡大防止のための留意事項等について事務連絡を发出

- ・ 2月14日までに、新型コロナウイルスに関する遺伝子組換え実験を行う場合のカルタヘナ法上の大臣確認申請について、のべ383件の確認を決定
- ・ 2月15日、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件」を改正
- ・ 2月15日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について周知
- ・ 2月19日、教育委員会等に対して、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について通知を发出
- ・ 2月19日、各都道府県や大学等に対して、大学等と自治体が連携して地域における検査体制を整備している事例や、積極的疫学調査及び変異株に関する情報提供への協力等に係る情報を厚生労働省と連名で周知（3月24日に、積極的疫学調査及び変異株に関する情報提供への協力について、内容の変更を厚生労働省と連名で周知）
- ・ 2月19日、経済団体・業界団体等（6団体）に対し、新卒者等の就職・採用活動の配慮について要請
- ・ 3月1日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について周知
- ・ 3月1日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について周知・3月4日、各大学等に対して、令和3年度の授業の実施や今年度の卒業式、来年度の入学式等の行事の実施に当たっての留意事項等を周知
- ・ 3月5日、各大学等に対して、経済的に困難な学生等に対するきめ細かな支援について周知
- ・ 3月19日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について周知
- ・ 3月23日、各都道府県教育委員会等に対して、児童生徒向け自殺予防啓発動画についての事務連絡を发出。
- ・ 3月26日、各大学等に対して、経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について通知を发出
- ・ 3月31日、附属病院を置く各国公立大学長宛てに、今後の感染拡大に備え都道府県と緊密に連携し、地域における医療提供体制に向けた取組を要請する通知を发出
- ・ 4月2日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウ

- ウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について周知
- ・ 4月6日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について事務連絡を发出
 - ・ 4月9日、教育委員会等に対して、学校の水泳授業における感染症対策について周知
 - ・ 4月12日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について周知
 - ・ 4月19日、教育機関の教育活動の実施が困難な場合等における「教育」又は「教授」の在留資格を取得する外国人の入国について、各都道府県・指定都市教育委員会等に事務連絡发出
 - ・ 4月20日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について周知
 - ・ 4月23日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
 - ・ 4月28日、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28.Ver.6）を公表
 - ・ 4月30日、都道府県教育委員会等に対して、マスクの着用に関する留意点を含め、熱中症事故の防止について通知を发出
 - ・ 5月7日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
 - ・ 5月10日、各都道府県教育委員会等に対して、児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージについての事務連絡を发出。
 - ・ 5月14日、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部追記について公表
 - ・ 5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
 - ・ 5月14日、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加の経済的な支援について事務連絡を发出
 - ・ 5月14日、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設宛てに、実習

- の弾力的な取扱い等について、厚生労働省と連名で事務連絡を发出（令和2年6月1日付け事務連絡の更新版）
- ・ 5月14日、看護系学部を有する各国公私立大学宛てに、看護職免許を有する教員及び大学院生のワクチン接種に関する厚生労働省からの協力依頼について、周知するための事務連絡を发出
 - ・ 5月14日、附属病院を置く各国公私立大学長宛て、厚生労働省と連名で、新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力を要請する通知を发出
 - ・ 5月18日、大学等に対して、新型コロナワクチンの実施の際、各大学の施設等の活用が可能かどうかについて、調査を行う事務連絡を发出
 - ・ 5月18日、都道府県教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒の出席等の取扱いに関して、関連する各種通知をその対象者や要件を整理した資料とともに再度周知する事務連絡を发出
 - ・ 5月20日、歯学部を置く各国公私立大学宛てに、厚生労働省と連名で、新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力を依頼する事務連絡を发出
 - ・ 5月21日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
 - ・ 5月25日、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等の学生生活に関する調査等の結果について周知
 - ・ 5月26日、新型コロナウイルス感染症関連人権啓発キャンペーンについて依頼
 - ・ 5月28日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
 - ・ 5月28日、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部修正について公表
 - ・ 6月3日、厚生労働省及び経済産業省の依頼に基づき、大学等に対して、新型コロナワクチンの職域接種に関する要望を確認する調査を行う事務連絡を发出
 - ・ 6月3日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、「新型コロナワク

チン職域接種」の要望を調査

- ・ 6月4日、各都道府県教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について通知を发出
- ・ 6月4日、各大学や都道府県・指定都市教育委員会等に対して、試験期日及び試験実施の際の配慮事項等について定めた令和4年度大学入学者選抜実施要項、及び各大学における試験場の衛生管理体制の望ましい内容・方法等を整理した令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインを通知
- ・ 6月8日、新型コロナワクチンの職域接種の申請が始まったことを受け、大学等に対し、申請手順等を周知する事務連絡を发出
- ・ 6月9日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、「新型コロナワクチン職域接種」の申請手順等について周知
- ・ 6月11日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、「新型コロナワクチン職域接種」の申請にかかる仕様変更を周知
- ・ 6月11日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
- ・ 6月17日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、感染拡大地域の学校において感染者が発生した際、保健所とよく連携し、必要に応じて濃厚接触者の特定等に協力いただくよう周知
- ・ 6月18日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、高等学校等における抗原簡易キットの配布希望について調査
- ・ 6月18日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
- ・ 6月22日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について周知
- ・ 6月25日、大学等に対して、新型コロナワクチンの大学拠点接種を実施する際の留意点等を周知する事務連絡を发出
- ・ 7月2日、大学等に対して、新型コロナワクチンの間違い等の事案発生時の対応について周知する事務連絡を发出
- ・ 7月7日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウ

イルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリについて周知

- ・ 7月8日、大学等に対して、新型コロナ予防接種の間違いの防止等について周知する事務連絡を发出
- ・ 7月9日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
- ・ 7月9日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について周知
- ・ 7月30日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
- ・ 8月4日、大学等に対して、「大学拠点接種」実施に当たっての留意点等を周知する事務連絡を发出
- ・ 8月5日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
- ・ 8月17日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
- ・ 8月18日、9月から出願が始まる総合型選抜を前に、改めて、各国公私立大学に対して、令和4年度大学入学者選抜における感染症対策の徹底等について事務連絡を发出
- ・ 8月20日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について周知
- ・ 8月24日 東京都内に附属病院・医学部・看護師を養成する学部を置く国公立大学長に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2第1項に基づく厚生労働大臣及び東京都知事の協力要請に関しての協力依頼の事務連絡を发出
- ・ 8月24日 緊急事態宣言区域を除く都道府県に所在する看護師を養成する国立大学に対し、1都3県への看護系教員等の派遣協力について事務

連絡を发出

- ・ 8月25日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
- ・ 8月26日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、幼稚園、小学校及び中学校等における抗原簡易キットの配送先について調査
- ・ 8月27日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて周知
- ・ 8月27日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、今般の情勢を踏まえた就職に係る採用選考に関するリーフレットの送付及び就職活動における留意事項について周知
- ・ 8月31日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新学期への対応等に関する状況について調査
- ・ 9月1日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して実施した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新学期への対応等に関する状況にかかる調査結果について公表
- ・ 9月1日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について依頼
- ・ 9月2日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、幼稚園、小中学校、高等学校等における抗原簡易キットの追加配布について調査
- ・ 9月9日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知
- ・ 9月10日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新学期への対応等に関する状況について調査
- ・ 9月10日、各都道府県教育委員会等に対して、現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について通知を发出
- ・ 9月14日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナワクチンの受験生への接種や大学拠点接種における事例について周知

- ・ 9月17日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について依頼
- ・ 9月14日、各大学や各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、現下の感染状況等を踏まえた令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの追試験の試験場を特例的に全都道府県に設置することについて通知を发出
- ・ 9月14日、各大学等に対して、令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者が入学した場合の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の例外的な取扱いについて通知を发出
- ・ 9月17日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルスワクチン接種証明の基本的考え方について周知
- ・ 9月21日、各大学に対して、新型コロナウイルス感染症の影響で入国できない外国人入学志願者の受験機会確保の徹底について通知を发出
- ・ 9月28日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知

(14) 厚生労働省

<令和3年>

- ・ 1月7日、「新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う医薬品の安定供給について」を发出
- ・ 1月7日、「新型コロナウイルスワクチンの流通体制に係る地域担当御の候補の調整について」を发出
- ・ 1月7日、「G-MISの運用停止期間中における新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（依頼）」を发出
- ・ 1月7日、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）」を发出
- ・ 1月7日、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う当面の医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の承認審査に関する取扱いについて」を发出
- ・ 1月7日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」を发出

- ・ 1月7日、「「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」のご案内」を発出
- ・ 1月7日、「更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（概要資料）」を発出
- ・ 1月7日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ&A」を発出
- ・ 1月7日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について（交付要綱）」を発出
- ・ 1月8日、「「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の改定について」を発出
- ・ 1月8日、「新型コロナウイルス感染症に関する保健所体制の整備と感染拡大期における優先度を踏まえた保健所業務の実施について」を発出
- ・ 1月8日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その32）」を発出
- ・ 1月8日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設における医療の提供等に当たっての留意事項について」を発出
- ・ 1月12日、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種医療用物資の在庫状況等について（協力依頼）」を発出
- ・ 1月12日、「大学受験等にかかる積極的疫学調査等について（周知）」を発出
- ・ 1月13日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その33）」を発出
- ・ 1月13日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」を発出
- ・ 1月13日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第11版）について」を発出
- ・ 1月14日、「WEB調査結果の活用マニュアルの改訂について」を発出
- ・ 1月14日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取扱いについて」を発出
- ・ 1月15日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その4）（依頼）」を発出
- ・ 1月18日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第12版）について」を発出
- ・ 1月19日、「新型コロナウイルス患者の療養に当たって必要なパルスオキシメーターの安定供給について（その2）」を発出
- ・ 1月19日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&

- A（第13版）について」を発出
- ・ 1月19日、「疑義解釈資料の送付について（その48）」を発出
 - ・ 1月19日、「新型コロナウイルスワクチン接種に必要となる消耗品の安定供給について」を発出
 - ・ 1月19日、「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について（新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置）」を発出
 - ・ 1月21日、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について」を発出
 - ・ 1月21日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の執行状況について」を発出
 - ・ 1月22日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その34）」を発出
 - ・ 1月22日、「疑義解釈資料の送付について（その49）」を発出
 - ・ 1月22日、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」を発出
 - ・ 1月22日、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）（別添）」を発出
 - ・ 1月22日、「新型コロナウイルス感染症（COVID19）病原体検査の指針（第3版）」及び抗原定性検査の実施方法等について（別添）COVID-19病原体検査の指針第3版」を発出
 - ・ 1月25日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」を発出
 - ・ 1月25日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金のご案内」を発出
 - ・ 1月25日、「（リーフレット）更なる病床確保のための新型コロナウイルス患者の入院受入医療機関への緊急支援のご案内」を発出
 - ・ 1月25日、「更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（概要資料）」を発出
 - ・ 1月25日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ&A」を発出
 - ・ 1月25日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について（交付要綱）」を発出
 - ・ 1月26日、「新型コロナウイルスに関する感染症の発生に伴う各種医療用物資の在庫状況等について（協力依頼）」を発出
 - ・ 1月26日、「疑義解釈資料の送付について（その50）」を発出

- ・ 1月27日、「障害児者に係る医療提供体制の整備について」を発出
- ・ 1月28日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第14版）について」を発出
- ・ 1月28日、「自宅療養における健康観察の際のパルスオキシメーターの活用について」を発出
- ・ 1月29日、「疑義解釈資料の送付について（その51）」を発出
- ・ 1月29日、「接触確認アプリ(COCOA)で通知を受けた者に表示する連絡先の追加（聴覚障害者への対応）について（登録依頼）」を発出
- ・ 2月1日、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その2）」を発出
- ・ 2月2日、「新型コロナウイルス感染症の治療薬に対する治験等の実施について」を発出
- ・ 2月2日、「疑義解釈資料の送付について（その52）」を発出
- ・ 2月2日、「新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」を発出
- ・ 2月2日、「令和3年1月15日時点における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） 主な事業の医療機関等への交付実績」を発出
- ・ 2月3日、「疑義解釈資料の送付について（その53）」を発出
- ・ 2月3日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）」を発出
- ・ 2月3日、「宿泊療養施設の更なる確保について（要請）」を発出
- ・ 2月3日、「Android版接触確認アプリの障害に係る処理番号発行について」を発出
- ・ 2月3日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ & A（第4版）について」を発出
- ・ 2月3日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について」を発出
- ・ 2月3日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の交付について」を発出
- ・ 2月3日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第15版）について」を発出
- ・ 2月3日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について（交付要綱の一部改正）」を発出

- ・ 2月3日、「「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」を発出
- ・ 2月3日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（一部改正）」を発出
- ・ 2月3日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の変更交付申請等について」を発出
- ・ 2月4日、「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について（要請）」を発出
- ・ 2月4日、「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について（新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置）」を発出
- ・ 2月5日、「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」を発出
- ・ 2月5日、「ワクチン接種に係る看護職員の確保について」を発出
- ・ 2月5日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」を発出
- ・ 2月5日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第16版）について」を発出
- ・ 2月8日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」を発出
- ・ 2月9日、「疑義解釈資料の送付について（その54）」を発出
- ・ 2月10日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」を発出
- ・ 2月10日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」を発出
- ・ 2月10日、「【改正後】新型コロナウイルス感染症発生届」を発出
- ・ 2月10日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」を発出
- ・ 2月10日、「改正後の感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者に対する協力要請等について」を発出
- ・ 2月10日、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）」に関するQ & Aについて」を発出

- ・ 2月10日、「「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う罰則に係る事務取扱いについて（感染症法関係）」を
発出
- ・ 2月10日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第37条第3項の規定による入院患者の医療に要する費用の負担につ
いて」を発出
- ・ 2月10日、「高齢者施設等における感染制御及び 業務継続の支援のため
の都道府県における体制整備や人材確保等に係る支援について」を発出
- ・ 2月10日、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種医
療用物資の在庫状況等について（協力依頼）」を発出
- ・ 2月10日、「新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る医療用
物資の配布について」を発出
- ・ 2月10日、「「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム
（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」の改正について」
を発出
- ・ 2月10日、「「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム
（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関するQ & Aに
ついて（その6）」を発出
- ・ 2月10日、「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」を
発出
- ・ 2月12日、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する費用の請求事務
について」を発出
- ・ 2月12日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する
法律の施行に伴う宿泊療養・自宅療養に関する事務連絡の改正について」
を発出
- ・ 2月15日、「疑義解釈資料の送付について（その55）」を発出
- ・ 2月15日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を踏まえた臨
時の医療施設における医療の提供等に当たっての留意事項について」を
発出
- ・ 2月16日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
（医療分）変更交付決定額一覧【令和3年2月16日付変更交付決定】」
を発出
- ・ 2月16日、「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し
た場合の留意点等について」を発出
- ・ 2月16日、「新型コロナウイルス感染症に関する検査数等の報告につ
いて（依頼）」を発出

- ・ 2月16日、「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」を発出
- ・ 2月17日、「新型コロナウイルス感染症（変異株）の積極的疫学調査について（周知）」を発出
- ・ 2月18日、「疑義解釈資料の送付について（その56）」を発出
- ・ 2月18日、「地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために地方公共団体が新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法等の臨時的な取扱いについて」を発出
- ・ 2月19日、「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4.2版」の周知について（参考）」を発出
- ・ 2月19日、「大学等と自治体が連携した地域における検査体制の整備等について（周知）」を発出
- ・ 2月22日、「新型コロナウイルス感染症検査に必要な消耗品機材等の安定的な供給について」を発出
- ・ 2月22日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について」を発出
- ・ 2月24日、「「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
- ・ 2月24日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金のご案内」を発出
- ・ 2月24日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の変更交付申請書の手続きについて」を発出
- ・ 2月24日、「更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（概要資料）」を発出
- ・ 2月24日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ&A（第6版）」を発出
- ・ 2月24日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について（交付要綱）」を発出
- ・ 2月24日、「4月以降の当面の相談・外来診療体制について」を発出
- ・ 2月24日、「疑義解釈資料の送付について（その58）」を発出
- ・ 2月24日、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種医療用物資の在庫状況等について（協力依頼）」を発出
- ・ 2月25日、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」を発出
- ・ 2月25日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退

- 院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について」を発出
- ・ 2月25日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」を発出
 - ・ 2月26日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」を発出
 - ・ 2月26日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その36）」を発出
 - ・ 3月2日、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の考え方について」を発出
 - ・ 3月2日、「疑義解釈資料の送付について（その59）」を発出
 - ・ 3月2日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の執行状況について」を発出
 - ・ 3月2日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第17版）について」を発出
 - ・ 3月2日、「新興・再興感染症データベース事業への協力等について（依頼）」を発出
 - ・ 3月3日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ&A」を発出
 - ・ 3月3日、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」及び唾液検体の採取方法について」を発出
 - ・ 3月5日、「新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた積極的疫学調査等保健所業務について」を発出
 - ・ 3月5日、「新型コロナウイルス感染症対策に係る支援協力者名簿の提供、活用について」を発出
 - ・ 3月8日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について（一部改正⑨）」を発出
 - ・ 3月8日、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その4）」を発出
 - ・ 3月8日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その37）」を発出
 - ・ 3月8日、「水際対策強化に係る新たな措置（6）」に基づく誓約に違反した場合の氏名等の公表について（依頼）」を発出
 - ・ 3月9日、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種医療用物資の在庫状況等について（協力依頼）」を発出

- ・ 3月9日、「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置を踏まえた入国者の健康フォローアップについて」を発出
- ・ 3月12日、「疑義解釈資料の送付について（その60）」を発出
- ・ 3月15日、「新型コロナウイルス感染症（変異株）に関する国立感染症研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）」を発出
- ・ 3月16日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について（一部改正⑩）」を発出
- ・ 3月16日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の執行状況について」を発出
- ・ 3月17日、「疑義解釈資料の送付について（その61）」を発出
- ・ 3月19日、「新型コロナウイルス感染症に係る後方支援医療機関の確保に関する自治体の実践例や、G-MISの調査項目追加について」を発出
- ・ 3月22日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その38）」を発出
- ・ 3月22日、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）における「現在のステータス」情報の入力徹底について（依頼）」を発出
- ・ 3月22日、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」を発出
- ・ 3月24日、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その10）」を発出
- ・ 3月24日、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について」を発出
- ・ 3月24日、「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」を発出
- ・ 3月24日、「積極的疫学調査及び変異株に関する情報提供等への協力について（周知）」を発出
- ・ 3月24日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」を発出
- ・ 3月26日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」を発出
- ・ 3月26日、「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る入国者の健康フォローアップについて」を発出

- ・ 3月29日、「「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」の一部訂正について」を発出
- ・ 3月30日、「急激な感染拡大に備えて現時点で速やかに確認・点検すべき事項について」を発出
- ・ 3月31日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）変更交付決定額一覧」を発出
- ・ 3月31日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」を発出
- ・ 3月31日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」を発出
- ・ 3月31日、「ワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する国立感染症研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）」を発出
- ・ 4月1日、「「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」を発出
- ・ 4月1日、「振興・再興感染症データバンク事業の開始について」を発出
- ・ 4月1日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の交付申請等について」を発出
- ・ 4月1日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」を発出
- ・ 4月1日、「「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れ協力医療機関について」の改正について」を発出
- ・ 4月1日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」を発出
- ・ 4月1日、「新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業の実施について」を発出
- ・ 4月1日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第1版）について」を発出
- ・ 4月1日、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）データを活用した「保健所単位での人口10万人当たりの感染状況」等に係る情報の政府会議資料への活用について」を発出
- ・ 4月1日、「新型コロナウイルス感染症に係る院内感染発生時の初期対応及び評価の取組強化について」を発出
- ・ 4月2日、「令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診

- 療・検査体制確保事業の実績報告書の提出について」を発出
- ・ 4月2日、「令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業の実績報告書の提出について」を発出
- ・ 4月5日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
- ・ 4月5日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取扱いについて」を発出
- ・ 4月6日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その40）」を発出
- ・ 4月6日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その41）」を発出
- ・ 4月6日、「新型コロナウイルス感染症の治療薬等に対する治験等への協力依頼について」を発出
- ・ 4月7日、「新型コロナウイルス感染症の治療を行う場合の換気設備について」を発出
- ・ 4月8日、「令和3年度（令和2年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）交付要綱」を発出
- ・ 4月8日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について（一部改正^⑫）」を発出
- ・ 4月9日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について」を発出
- ・ 4月9日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金について」を発出
- ・ 4月9日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
- ・ 4月12日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
- ・ 4月12日、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の「発生届」における「施設等区分」の入力徹底について（依頼）」
- ・ 4月12日、「新型コロナウイルス感染症等対応人材（IHEAT）の基本的な教育カリキュラム及び研修教材について」を発出
- ・ 4月13日、「ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保につ

いて」を発出

- ・ 4月14日、「疑義解釈資料の送付について（その63）」を発出
- ・ 4月14日、「積極的疫学調査及び変異株に関する情報提供等への協力について（周知）」を発出
- ・ 4月14日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の大型連休期間中に係る各医療機関への配分について（依頼）」を発出
- ・ 4月14日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（依頼）」に関する質疑応答集（Q&A）について（一部改正）」を発出
- ・ 4月15日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
- ・ 4月16日、「新型コロナウイルス感染症のPCR 検査等における精度管理マニュアル」について（周知）」を発出
- ・ 4月16日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
- ・ 4月19日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施に向けた準備について」を発出
- ・ 4月21日、「新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて（再周知）」を発出
- ・ 4月21日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その42）」を発出
- ・ 4月21日、「保健所等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話通訳サービスについて（令和3年度の取扱）」を発出
- ・ 4月23日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」を発出
- ・ 4月23日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第2版）について」を発出
- ・ 4月23日、「濃厚接触が生じやすい職場におけるクラスター発生時の検査について」を発出
- ・ 4月23日、「4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について」を発出
- ・ 4月23日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
- ・ 4月23日、「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
- ・ 4月23日、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた

- 各種健診等における対応について」を発出
- ・ 4月26日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
 - ・ 4月26日、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえたがん検診における対応について」を発出
 - ・ 4月27日、「新型コロナウイルス感染症に対するファビピラビルに係る観察研究の概要及び同研究に使用するための医薬品の提供に関する周知依頼について（その5）」を発出
 - ・ 4月28日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」における報告時期について（再周知）」を発出
 - ・ 4月30日、「新型コロナウイルス感染症患者（変異株）の退院基準等について（再周知）」を発出
 - ・ 4月30日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」を発出
 - ・ 4月30日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の実施について」の一部改正について」を発出
 - ・ 4月30日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その43）」を発出
 - ・ 4月30日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」を発出
 - ・ 4月30日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について」を発出
 - ・ 4月30日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第3版）について」を発出
 - ・ 5月7日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その44）」を発出
 - ・ 5月7日、「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
 - ・ 5月7日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
 - ・ 5月7日、「入国者健康確認センターとHER-SYSの情報連携によるSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体の提供について」を発出
 - ・ 5月7日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」
 - ・ 5月10日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療

- 機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
- ・ 5月10日、「高齢者施設等の集中的検査実施計画対象施設への積極的な受検の働きかけ等について（要請）」を発出
 - ・ 5月10日、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」を発出
 - ・ 5月11日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その45）」を発出
 - ・ 5月11日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その46）」を発出
 - ・ 5月11日、「新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を受け入れる後方支援医療機関の確保について」を発出
 - ・ 5月11日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の執行状況について（令和3年3月31日時点）」を発出
 - ・ 5月12日、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について」を発出
 - ・ 5月12日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その47）」を発出
 - ・ 5月12日、「疑義解釈資料の送付について（その64）」を発出
 - ・ 5月12日、「ワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する国立感染症研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）」を発出
 - ・ 5月12日、「検査料の点数の取扱いについて」を発出
 - ・ 5月12日、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取り扱いについて」を発出
 - ・ 5月14日、「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
 - ・ 5月14日、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
 - ・ 5月14日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について」を発出
 - ・ 5月14日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある 入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS CoV 2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について（一部改正⑬）」を発出
 - ・ 5月17日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について」を発出

- ・ 5月17日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
- ・ 5月18日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）」を発出
- ・ 5月18日、「健康フォローアップ中に発熱等の症状を呈している方々について」を発出
- ・ 5月21日、「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を発出
- ・ 5月24日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
- ・ 5月24日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の柔軟な取扱いについて」を発出
- ・ 5月25日、「新型コロナウイルス感染症患者の退院サマリー等の情報の収集の停止について（周知）」を発出
- ・ 5月25日、「新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な人工呼吸器の医療機関への無償譲渡について」を発出
- ・ 5月26日、「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第5版」の周知について」を発出
- ・ 5月26日、「新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の申請手続について（周知）」を発出
- ・ 5月26日、「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制状況を評価するためのチェックポイント把握方法について」を発出
- ・ 5月27日、「疑義解釈資料の送付について（その65）」を発出
- ・ 5月27日、「「新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について」を発出
- ・ 5月27日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある 入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS CoV 2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」を発出
- ・ 5月28日、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について」を発出
- ・ 5月28日、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な 取扱いについて（その3）」を発出
- ・ 5月28日、「入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の提供について」を発出

- ・ 5月31日、「疑義解釈資料の送付について（その66）」を発出
- ・ 5月31日、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う食品添加物製剤たる高濃度エタノール製品の使用について」を発出
- ・ 5月31日、「令和3年度における新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材（IHEAT: Infectious disease Health Emergency Assistance Team）の運用について」を発出
- ・ 6月2日、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの副反応等の治療に際しての医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて（依頼）」を発出
- ・ 6月2日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」を発出
- ・ 6月2日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免等について」を発出
- ・ 6月2日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて（その2）」を発出
- ・ 6月3日、「疑義解釈資料の送付について（その67）」を発出
- ・ 6月3日、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）における「パスポート番号（旅券番号）」、「現在のステータス」及び「場所区分」の入力徹底について（依頼）」を発出
- ・ 6月4日、「新型コロナウイルス感染症（COVID 19）病原体検査の指針（第4版）」について」を発出
- ・ 6月4日、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に伴う国民健康保険の対応について（周知）」を発出
- ・ 6月4日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」を発出
- ・ 6月4日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」を発出
- ・ 6月4日、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」を発出
- ・ 6月4日、「新型コロナウイルス感染症に関する検査数等の報告について（依頼）」を発出
- ・ 6月7日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その48）」を発出

- ・ 6月7日、「入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の提供について」を発出
- ・ 6月7日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」を発出
- ・ 6月9日、「疑義解釈資料の送付について（その68）」を発出
- ・ 6月9日、「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その6）」を発出
- ・ 6月9日、「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」を発出
- ・ 6月10日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」を発出
- ・ 6月10日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」を発出
- ・ 6月10日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取り扱いについて」を発出
- ・ 6月10日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第4版）について」を発出
- ・ 6月10日、「新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な人工呼吸器無償譲渡について」の一部訂正及びQ&Aの送付について」を発出
- ・ 6月11日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等の取扱いに関するQ&Aについて」を発出
- ・ 6月11日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免等の取扱いに関するQ&Aについて」を発出
- ・ 6月14日、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その4）」を発出
- ・ 6月14日、「新型コロナウイルス感染症により亡くなったことが疑われる方の火葬許可に関する取扱いについて」を発出
- ・ 6月14日、「新型コロナウイルス感染症により亡くなった方の火葬等に関する取扱いについて」を発出
- ・ 6月15日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その5）（依頼）」を発出
- ・ 6月16日、「疑義解釈資料の送付について（その69）」を発出
- ・ 6月16日、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運

- 営訓練ガイドライン（第3版）について」を発出
- ・ 6月16日、「障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養の運営について」を発出
 - ・ 6月17日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49）」を発出
 - ・ 6月17日、「入国者健康確認センターとHER-SYSの情報連携によるSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体の提供について」を発出
 - ・ 6月17日、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について」を発出
 - ・ 6月17日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」を発出
 - ・ 6月17日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」を発出
 - ・ 6月17日、「新型コロナウイルス感染症に対する医薬品等の承認審査上の取扱いについて（その2）」を発出
 - ・ 6月18日、「特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について（通知）」を発出
 - ・ 6月21日、「疑義解釈資料の送付について（その70）」を発出
 - ・ 6月21日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
 - ・ 6月24日、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その5）」を発出
 - ・ 6月25日、「疑義解釈資料の送付について（その71）」を発出
 - ・ 6月25日、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」を発出
 - ・ 6月25日、「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キット配布事業について」の改訂（研修資料関係）について」を発出
 - ・ 6月28日、「新型コロナウイルス感染症対策を行うに当たっての出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づく通報義務の取扱いについて」を発出
 - ・ 6月28日、「短期滞在入国者等であって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担について」を発出
 - ・ 6月30日、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために一時的に開設される診療所に対し、卸売販売業者が必要な医薬品を販売

- する際の取扱いについて」を発出
- ・ 7月2日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その50）」を発出
 - ・ 7月5日、「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第5.1版」の周知について」を発出
 - ・ 7月5日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）変更交付決定額一覧【令和3年7月5日付変更交付決定】」を発出
 - ・ 7月5日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）執行状況（都道府県の出納整理期間後（令和3年5月31日時点））」を発出
 - ・ 7月7日、「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について」を発出
 - ・ 7月12日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
 - ・ 7月12日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」のご案内」を発出
 - ・ 7月12日、「更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（令和3年度）」を発出
 - ・ 7月12日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ&A（第7版）」を発出
 - ・ 7月13日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の7～9月の祝日・連休及びお盆期間における各医療機関への配分について（依頼）」を発出
 - ・ 7月13日、「入国者健康確認センターとHER-SYSの情報連携によるSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体の提供について」を発出
 - ・ 7月13日、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について（一部改正）」を発出
 - ・ 7月14日、「令和3年7月1日からの大雨に係る被害地域における感染症予防対策等について」を発出
 - ・ 7月16日、「新型コロナウイルス感染症治療薬の治験に係る被験者募集の情報提供の取扱いについて」を発出
 - ・ 7月20日、「疑義解釈資料の送付について（その72）」を発出
 - ・ 7月20日、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について（依頼）」を発出
 - ・ 7月21日、「宿泊施設に待機中の入国者等への健康フォローアップ等の

実施手法について」を発出

- ・ 7月21日、「短期滞在入国者等であって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担について（一部改訂）」を発出
- ・ 7月26日、「コロナワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する国立感染症研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）」を発出
- ・ 7月27日、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて」を発出
- ・ 7月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」を発出
- ・ 7月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」を発出
- ・ 7月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取り扱いについて」を発出
- ・ 7月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第5版）について」を発出
- ・ 7月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）執行状況（令和3年6月30日時点）」を発出
- ・ 7月29日、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について（再周知）」を発出
- ・ 7月30日、「デルタ株の感染者等の入院措置の運用について（再周知）」を発出
- ・ 7月30日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51）」を発出
- ・ 7月30日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第5.2版」の周知について」を発出
- ・ 7月30日、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」について」を発出
- ・ 8月2日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
- ・ 8月2日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」のご案内」を発出
- ・ 8月2日、「更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（令和3年度）」を発出

- ・ 8月2日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ&A（第8版）」を発売
- ・ 8月2日、「入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について（周知）」を発売
- ・ 8月3日、「現下の感染拡大を踏まえた患者療養の考え方について（要請）」を発売
- ・ 8月4日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52）」を発売
- ・ 8月5日、「職場における積極的な検査等の実施手順に関するQ&Aについて」を発売
- ・ 8月5日、「診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について」を発売
- ・ 8月5日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の薬価収載に伴う医療機関への配分等について（周知）」を発売
- ・ 8月6日、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関について」を発売
- ・ 8月11日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）」を発売
- ・ 8月13日、「職場における積極的な検査の促進について」を発売
- ・ 8月13日、「感染拡大地域における陽性者の家族等への検査について」を発売
- ・ 8月13日、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について（質疑応答集の修正・追加）」を発売
- ・ 8月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」を発売
- ・ 8月16日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第6版）について」を発売
- ・ 8月16日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」を発売
- ・ 8月16日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）」を発売
- ・ 8月17日、「新型コロナウイルス感染症に係る広域移送・搬送の実施方法について（周知依頼）」を発売
- ・ 8月18日、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」を発売

- ・ 8月18日、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について（質疑応答集の修正・追加）」を発出
- ・ 8月18日、「酸素濃縮装置の発注見込み等の調査について」を発出
- ・ 8月19日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」を発出
- ・ 8月19日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」を発出
- ・ 8月19日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」を発出
- ・ 8月20日、「保育所等へ配布した抗原簡易キットの取扱について」を発出
- ・ 8月20日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
- ・ 8月20日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」のご案内」を発出
- ・ 8月20日、「更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（令和3年度）」を発出
- ・ 8月20日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ&A（第9版）」を発出
- ・ 8月20日、「新型コロナウイルス感染症に係る確実な周産期医療体制の確保について（確認依頼）」を発出
- ・ 8月23日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2第1項に基づく協力の要請について」を発出
- ・ 8月23日、「新型コロナウイルス感染症患者に関する妊娠の有無の届出の徹底等について」を発出
- ・ 8月23日、「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備について」を発出
- ・ 8月24日、「コロナワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する国立感染症研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）」を発出
- ・ 8月24日、「新型コロナウイルス感染症に係る医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）」を発出
- ・ 8月25日、「入院外患者に一時的に酸素投与 等の対応を行う施設（入

- 院待機施設)の整備について」を発出
- ・ 8月25日、「現下の感染急拡大を踏まえた臨時の医療施設の設置の推進について」を発出
 - ・ 8月25日、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について」を発出
 - ・ 8月25日、「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について(周知)」を発出
 - ・ 8月25日、「令和3年度行政支援リーダー研修の実施について」を発出
 - ・ 8月26日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その55)」を発出
 - ・ 8月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)変更交付決定額一覧【令和3年8月27日付変更交付決定】」を発出
 - ・ 8月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)執行状況(令和3年7月31日時点)」を発出
 - ・ 8月27日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その56)」を発出
 - ・ 8月27日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その57)」を発出
 - ・ 8月27日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その58)」を発出
 - ・ 8月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」を発出
 - ・ 8月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ&A(第7版)について」を発出
 - ・ 8月27日、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)について(周知依頼)」を発出
 - ・ 8月31日、「「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第5.3版」の周知について」を発出
 - ・ 9月1日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について(その6)(依頼)」を発出
 - ・ 9月2日、「新型コロナウイルス感染症に使用した酸素濃縮器の再使用について(周知)」を発出
 - ・ 9月2日、「地域の医療機関等の協力による健康観察等の推進について」を発出

- ・ 9月3日、「軽症患者等を対象とした新型コロナ ウイルス感染症治療薬の治験について」を発出
- ・ 9月3日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その59）」を発出
- ・ 9月3日、「重症・死亡等サーベイの運用について（協力依頼）」を発出
- ・ 9月3日、「新規陽性者数等の指標に係る HER-SYS データへの切替えについて（周知）」を発出
- ・ 9月6日、「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて）」を発出
- ・ 9月7日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60）」を発出
- ・ 9月9日、「デキサメタゾン製剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について」を発出
- ・ 9月9日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その61）」を発出
- ・ 9月10日、「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況を評価するための医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力について（協力依頼）」を発出
- ・ 9月13日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について」を発出
- ・ 9月13日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」のご案内」を発出
- ・ 9月13日、「更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（令和3年度）」を発出
- ・ 9月13日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ&A（第10版）」を発出
- ・ 9月13日、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援（酸素濃縮装置の無償貸付について）」を発出
- ・ 9月14日、「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の構築に関する基本的な考え方について」を発出
- ・ 9月17日、「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータについて）」を発出
- ・ 9月24日、「新型コロナウイルス感染症による死亡事案の把握の徹底について」を発出

- ・ 9月24日、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に係る火葬の求めに対する対応について」を発出
- ・ 9月24日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」に係る取扱いについて（再周知）」を発出
- ・ 9月24日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その62）」を発出
- ・ 9月27日、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」を発出
- ・ 9月27日、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」を踏まえた行政検査の取扱いについて」を発出
- ・ 9月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金について」を発出
- ・ 9月27日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」を発出
- ・ 9月27日、「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について（周知）」を発出
- ・ 9月28日、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」を発出
- ・ 9月28日、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」を発出
- ・ 9月28日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の薬価収載に伴う医療機関への配分等について（その2）（依頼）」を発出
- ・ 9月28日、「「感染防止対策の継続支援」の周知について」を発出
- ・ 9月28日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」を発出
- ・ 9月28日、「疑義解釈資料の送付について（その76）」を発出
- ・ 9月30日、「厚生労働事業「新型コロナウイルス感染症のPCR検査等にかかる精度管理調査業務」に関する応募について（協力依頼）」を発出
- ・ 10月1日、「「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」を発出
- ・ 10月1日、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について」を発出
- ・ 10月1日、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」を発出

- ・ 10 月 1 日、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援に係る対象の変更について」を発出
- ・ 10 月 1 日、「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る保健所体制の整備等について」を発出
- ・ 10 月 1 日、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」を発出
- ・ 10 月 1 日、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）実施要綱」を発出
- ・ 10 月 1 日、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する Q&A（第 8 版）について」を発出
- ・ 10 月 1 日、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）執行状況（令和 3 年 8 月 31 日時点）」を発出
- ・ 10 月 4 日、「新型コロナウイルス感染症に係る検査並びにワクチン及び治療薬の治験体制整備のための医療法上の取扱いについて」を発出
- ・ 10 月 5 日、「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 4.1 版）」について」を発出
- ・ 10 月 7 日、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について」を発出
- ・ 10 月 7 日、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付について」を発出
- ・ 10 月 8 日、「医療機関に対する HER-SYS ID の計画的な付与について」を発出
- ・ 10 月 8 日、「第 49 回衆議院議員総選挙及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査における特定患者等の特例郵便等投票の円滑な実施の要請」を発出
- ・ 10 月 11 日、「台湾からの医療機器の支援に関する Q & A について」を発出
- ・ 10 月 13 日、「「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関する Q & A 等について」を発出
- ・ 10 月 14 日、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の薬価収載に伴う医療機関への配分等について（その 3）（依頼）」を発出
- ・ 10 月 15 日、「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3 回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」を発出
- ・ 10 月 15 日、「入院待機施設の整備に関する Q & A について」を発出
- ・ 10 月 19 日、「独立行政法人国立病院機構法第 21 条第 1 項に基づく要求

- について」を発出
- ・ 10月19日、「独立行政法人地域医療機能推進機構法第21条第1項に基づく要求について」を発出
 - ・ 10月19日、「独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構への要求等について」を発出
 - ・ 10月21日、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を発出
 - ・ 10月25日、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について」を発出
 - ・ 10月25日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」を発出
 - ・ 10月25日、「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応について」を発出
 - ・ 10月25日、「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた高齢者施設等における対応について」を発出
 - ・ 10月26日、「軽症患者等を対象とした新型コロナウイルス感染症治療薬の治験推進について」を発出
 - ・ 10月29日、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について」を発出

(15) 農林水産省

<令和3年>

- ・ 1月7日、省対策本部（第20回）を開催し、緊急事態宣言を受けた対応方針等を決定
- ・ 1月7日、緊急事態宣言を受け、大臣メッセージ「国民の皆様へ」を発出。
- ・ 1月7日、緊急事態宣言下における出張の取扱いについて、省内関係部に周知
- ・ 1月7日、緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について、経済産業省と共同で関係団体に通知
- ・ 1月7日、緊急事態宣言に伴う農畜産物及び農業資材の安定供給の確保について、関係団体に通知
- ・ 1月8日、緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組について、省内職員に周知
- ・ 1月8日、特措法第45条の規定に基づく陽性、指示並びに第24条の規

定に基づく要請について、省内関係部局に周知

- ・ 1月8日、変更された基本的対処方針及び、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 1月8日、緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、省内職員に周知
- ・ 1月8日、大臣官房参事官（経理）から工事発注部局に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」を通知
- ・ 1月8日、農村振興局から地方農政局に対し、大臣官房参事官（経理）からの通知に基づき、必要に応じて一時中止措置等の協議を行うなど、適切な対応を行うよう周知するとともに、関係する各都道府県等に参考送付を行うよう通知。
- ・ 1月8日、政府系金融機関等に対し、緊急事態宣言を踏まえた資金繰りの支援等についての配慮要請を実施
- ・ 1月13日、省対策本部（第21回）を持ち回りで開催し、政府対策本部の内容を情報共有するとともに、大臣より食品の価格と流通状況の調査すること、国民の皆様からの相談に丁寧に対応すること等を改めて指示
- ・ 1月13日、緊急事態宣言下における出張の取扱いについて、省内関係部局に通知
- ・ 1月14日、新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 1月14日、職場への出勤等（テレワーク等）について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 1月14日、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 1月20日、接触確認アプリ（COCOA）の職員へのインストール・活用について、省内関係部局・関係団体に改めて周知
- ・ 1月28日、第3次補正予算の成立に伴い、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について農林水産省HPを更新し、2月1日、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 2月2日、経営継続補助金の第2回公募分の採択結果を公表
- ・ 2月3日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 2月4日、テレワーク等の徹底について、省内関係部局・関係団体に改

めて周知

- ・ 2月5日、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 2月12日、省対策本部（第22回）を持ち回りで開催し、政府対策本部の内容を情報共有するとともに、大臣より飲食店ガイドラインの遵守徹底のため見回り調査を行うこと、地方自治体等と連携し、農林水産業・食品関連産業への影響の把握に努めるとともに、必要な支援を行うこと等、6点を指示
- ・ 2月13日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的処方針変更について、省内関係部局・関係団体に改めて周知
- ・ 2月13日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 2月15日、緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 2月16日、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業経営収入保険の保険料等補助について、都道府県に通知
- ・ 2月25日、国有財産貸付料等に係る債権の履行延長措置の延長について、農林水産省 HP に掲載
- ・ 2月27日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 2月27日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 2月28日、緊急事態宣言解除後の地域における会食の在り方など、感染再拡大防止に留意するよう省公式 SNS (Facebook、Twitter) 及び MAFF アプリにて周知
- ・ 3月1日、テレワーク等の推進について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 3月1日、緊急事態宣言下における出張の取扱いについて、省内関係部局に周知
- ・ 3月8日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 3月8日、緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知

- ・ 3月8日から3月24日にかけて、新型コロナウイルスへの感染防止のために「新しい生活様式（一人ひとりの基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的生活様式、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイル）、人との接触を8割減らす、10のポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫、変異株の感染予防策」に留意するよう省公式 SNS (Facebook、Twitter) 及び MAFF アプリにて周知
- ・ 3月18日、省対策本部（第23回）を持ち回りで開催し、政府対策本部の内容を情報共有するとともに、大臣より飲食店ガイドラインの遵守徹底のため見回り調査を行うこと、地方自治体等と連携し、農林水産業・食品関連産業への影響の把握に努めるとともに、必要な支援を行うこと、様々なチャンネルを活用して基本的な感染対策等の必要な情報を積極的に発信すること等、4点を指示
- ・ 3月19日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 3月19日、テレワーク等の推進について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 3月19日、緊急事態宣言解除後の出張の取扱いについて、省内関係部局に周知
- ・ 3月22日、緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 3月23日、飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせについて、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 3月24日、年度当初の研修での留意事項について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月2日、テレワーク等の推進について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月2日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月2日、まん延防止等重点措置等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月12日、テレワーク等の推進について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月12日、3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・

関係団体に周知

- ・ 4月12日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月18日、テレワーク等の推進について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月18日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月18日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月23日、省対策本部（第24回）を開催し、緊急事態宣言を受けた対応方針等を決定
- ・ 4月23日、緊急事態宣言を受け、大臣メッセージ「国民の皆様へ」を发出。以降も、HP、SNS等を活用して食料品の供給状況、相談窓口の設置状況、感染防止対策等を情報発信。
- ・ 4月23日、緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について、経済産業省と共同で関係団体に通知
- ・ 4月23日、緊急事態宣言に伴う農畜産物及び農業資材の安定供給の確保について、関係団体に通知
- ・ 4月23日、緊急事態宣言の发出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、省内職員に周知
- ・ 4月24日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月24日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月24日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月28日、特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 4月30日、飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について、内閣官房、厚生労働省と連名で都道府県に通知
- ・ 5月10日、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月10日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月10日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に周知

- ・ 5月10日、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について農林水産省 HP を更新
- ・ 5月13日、出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月15日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月15日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月15日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月19日、出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、省内関係部局に情報共有
- ・ 5月22日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月22日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月24日、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について農林水産省 HP を更新
- ・ 5月29日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 5月29日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 6月2日、職場における積極的な検査等の実施について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 6月4日、新型コロナワクチンの職域接種に関する相談窓口を設置
- ・ 6月11日、まん延防止等重点措置について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 6月18日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 6月18日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 6月18日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 6月28日、職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 7月1日、組織再編（令和3年7月1日実施）を踏まえ、農林水産省新

型インフルエンザ等対策行動計画及び農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画を改定

- ・ 7月1日、組織再編（令和3年7月1日実施）を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について農林水産省HPを更新
- ・ 7月6日、職場における積極的な検査等の実施について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 7月8日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 7月8日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 7月8日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 7月16日、夏休み期間中における留意事項について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 7月30日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 7月30日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 7月30日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月5日、職場における積極的な検査等の実施手順に関するQ & Aについて、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月5日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月5日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月6日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月16日、職場における積極的な検査の促進について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月17日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月17日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月18日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等

- に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 8月25日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 8月25日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 8月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 9月1日、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について農林水産省 HP を更新
 - ・ 9月9日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 9月9日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 9月9日、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 9月28日、省対策本部（第25回）を持ち回りで開催し、政府対策本部の内容を情報共有するとともに、大臣より「農林水産業・食品関連産業への影響の把握に努めるとともに、国民の皆様等から寄せられた相談には丁寧に対応すること」、「様々なチャンネルを活用して必要な情報を積極的に発信すること」、「直近の感染は下降傾向にあるが、出勤前の検温や発熱等の症状がみられるなど体調不良時の出勤自粛を引き続き徹底するとともに、テレワークや時差出勤により出勤回避に積極的に取り組むこと」の3点を指示
 - ・ 9月28日、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 9月28日、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 9月28日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について、省内関係部局・関係団体に通知
 - ・ 10月1日、緊急事態宣言解除後の出張の取扱いについて、省内関係部局に周知
 - ・ 10月29日、今後の催物の開催制限等の取扱いについて、省内関係部局・関係団体に通知

(16) 経済産業省

<令和3年>

- ・ 1月8日、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた緊急事態宣言の発出を踏まえ、政府系金融機関に対し、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を要請。
- ・ 1月15日、持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限を2月15日まで延長する旨公表。
- ・ 1月22日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
- ・ 2月5日、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、緊急事態宣言が延長されたことや事業者の資金需要が高まる年度末が控えていること等を踏まえ、政府系金融機関に対し、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を要請。
- ・ 2月5日、中小企業生産性革命推進事業として実施している「小規模事業者持続化補助金」の「コロナ特別対応型（第4回締切分）」について、採択事業者を決定。
- ・ 2月18日、令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：4次締切）について、採択結果を公表。
- ・ 2月19日、緊急事態宣言に伴い、開催予定であった音楽、演劇等の公演等の開催等を延期・中止した主催事業者に対して、会場キャンセル費用等を支援する補助金（J-LODlive 補助金）の公募要項等を公表。
- ・ 2月22日、緊急事態宣言に伴い、開催予定であった音楽、演劇等の公演等の開催等を延期・中止した主催事業者に対して、会場キャンセル費用等を支援する補助金（J-LODlive 補助金）の申請受付開始。
- ・ 2月24日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
- ・ 3月1日、一時支援金の申請サイト開設。
- ・ 3月8日、一時支援金の申請受付を開始。
- ・ 3月15日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
- ・ 3月25日、新型コロナウイルス感染症の発生から1年以上が経つ中で、事業者への影響の長期化が懸念されること等を踏まえ、追加融資も含め

た資金繰り支援に全力を挙げて丁寧かつ迅速な対応をするよう、株式会社商工組合中央金庫等に対し、要請。

- ・ 3月26日、事業再構築補助金の公募要領（第一回）を公表。
- ・ 3月31日、令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：5次締切）について、採択結果公表。
- ・ 3月31日、中小企業生産性革命推進事業として実施している「小規模事業者持続化補助金」の「コロナ特別対応型（第5回締切分）」について、採択事業者を決定。
- ・ 4月7日、緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受ける中小事業者への支援措置について、経済産業省ホームページで公表。
- ・ 4月23日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
- ・ 4月28日、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた緊急事態宣言の発出を踏まえ、政府系金融機関に対し、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を要請。
- ・ 4月30日、中小企業等事業再構築促進事業第1回公募について、システム障害により一時的に電子申請システムにログインしづらい事象が発生したため締切りを延長。
- ・ 5月12日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
- ・ 5月12日、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた緊急事態宣言が延長されたこと等を踏まえ、関係機関に対し、感染症の影響を受けている事業者の資金需要に迅速に対応できるように要請。
- ・ 5月19日、令和3年5月7日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、各企業・団体から5月18日までに回答のあった、テレワーク等の実施状況を取りまとめ、公表。
- ・ 5月20日、事業再構築補助金の公募要領（第二回）を公表。
- ・ 5月25日、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資について、申込期限を延長。
- ・ 6月10日、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により緊急事態宣言が再延長されたこと等に伴い、時短要請やイベント開催制限等の影響を受

- ける事業者の業況や資金ニーズを積極的に把握した上で、資金繰り支援等に引き続き対応していただくよう、関係機関に対し要請。
- ・ 6月11日、総務省、厚生労働省及び国土交通省と共に、6月9日に開催したテレワーク関係府省連絡会議（第11回）において、「テレワーク・デイズ2021」の実施方針を決定。
 - ・ 6月14日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
 - ・ 6月16日、18日、令和2年度3次補正予算「事業再構築補助金」について、第1回受付締切の採択結果を公表。
 - ・ 6月29日、令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：6次締切）について、採択結果を公表。
 - ・ 7月2日、中小企業生産性革命推進事業として実施している「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」について、第1回受付締切の採択事業者を決定。
 - ・ 7月15日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
 - ・ 7月29日、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者が活用できる支援策をパンフレットにまとめて公表。
 - ・ 7月30日、事業再構築補助金の公募要領（第三回）を公表。
 - ・ 8月23日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
 - ・ 9月1日、中小企業生産性革命推進事業として実施している「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」について、第2回受付締切の採択事業者を決定。
 - ・ 9月2日、令和2年度3次補正予算「事業再構築補助金」について、第2回受付締切の採択結果を公表。
 - ・ 9月10日、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による緊急事態宣言の再延長を踏まえ、政府系金融機関に対し、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を要請。
 - ・ 9月16日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。

- ・ 9月27日、令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：7次締切）について、採択結果を公表。
- ・ 10月21日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。

(17) 国土交通省

<令和3年>

- ・ 1月7日、水管理・国土保全局から、緊急事態宣言の発出を踏まえた業務継続に向けた取組みの徹底について、1都3県及び関係政令市の下水道管理者へ要請。
- ・ 1月7日、国土交通省鉄道局から、夜間の外出自粛などを推進する観点から、終電の繰り上げについて、関係事業者へ依頼。また、ホームページやSNS等で広く周知
- ・ 1月7日、国土交通省関係局から、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県に対する緊急事態宣言発出に際し、移動の自粛に向けた呼びかけ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更とそれに伴う新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施、テレワークの更なる推進及び20時以降の勤務の抑制、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限・施設の使用制限等に係る留意事項、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第45条第2項の規定に基づき特定都道府県知事が施設の使用制限等に係る要請を行うことができる施設として飲食店等の追加について、所管事業者、関係団体等へ周知。
- ・ 1月7日、住宅局から、各都道府県に対し、緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施について協力を依頼。
- ・ 1月7日、住宅局から、各都道府県等に対し、緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について協力を依頼
- ・ 1月7日、住宅局から、コロナ禍の状況に対応するための仮設の施設の設置にあたっての建築基準法第85条第2項等の適用について、各都道府県へ周知。
- ・ 1月7日、住宅局から、各都道府県、建築士の試験・登録実施機関等に対し、緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した

建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について協力を依頼。

- ・1月13日、国土交通省関係局から、大阪府、京都府、兵庫県、岐阜県、愛知県、栃木県、福岡県の2府5県への緊急事態宣言対象地域の拡大を受け、基本的対処方針の変更とそれに伴う新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施、移動の自粛に向けた呼びかけの2府5県への拡大、基本的な感染予防対策に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの見直し及び改訂、テレワークの更なる推進及び20時以降の勤務の抑制、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限・施設の使用制限等に係る留意事項について、所管事業者、関係団体等へ周知。
- ・1月13日、水管理・国土保全局から、緊急事態宣言対象地域の追加を踏まえた業務継続に向けた取組の徹底について、7府県及び関係政令市の下水道管理者へ要請。
- ・1月19日、接触確認アプリ（COCOA）の職員へのインストール・活用について、所管事業者、関係団体等へ再度周知。
- ・1月25日、水管理・国土保全局から、下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施及び下水道使用者への周知について、下水道管理者へ要請。
- ・2月2日 国土交通省関係局から、緊急事態宣言の期間延長を受け、移動の自粛に向けた呼びかけ、基本的対処方針の変更とそれに伴う新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施、テレワーク等による出勤者数7割削減の更なる徹底について、所管事業者、関係団体等へ周知。
- ・2月4日、国土交通省関係局から、緊急事態宣言の期間延長と基本的対処方針の改定を受けた催物の開催制限、施設の使用制限等について、催物開催時における感染防止対策の徹底、施設における感染防止対策の徹底、業種別ガイドラインの遵守徹底、年度末に向けて行われる行事等における感染防止の徹底と人と人との間隔を十分に確保するなどの適切な開催方法の検討について、所管事業者、関係団体等へ周知。
- ・2月15日 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設等を含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の令和3年2月3日成立、2月13日施行、2月9日のワクチン接種における実施体制や接種順位等についての考え方を示した「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」の取りまとめを受け、基本的対処方針の変更、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種の方針・考え方、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定について、所管事業者、関係団体等へ周知。

- ・2月26日 緊急事態措置を実施すべき区域が岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除く1都3県に変更されたことを受け、基本的対処方針の変更とそれに伴う新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施について、国土交通省関係局から所管事業者、関係団体等へ周知。
- ・3月8日 第57回新型コロナウイルス感染症対策本部において、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に発令されている緊急事態宣言の対象期間が3月21日まで延長となり、これに伴い「基本的対処方針」が変更されたことを受け、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について国土交通省関係局から所管事業者、関係団体等へ周知。
- ・3月18日 第58回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言の解除と解除後の新型コロナウイルス感染症への対応が決定され、これに伴い新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受け、基本的対処方針に基づく感染予防対策の徹底、緊急事態措置区域から除外された都府県におけるテレワークの推進等による出勤者数の7割削減を目指す取組み、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項、その他感染拡大防止に係る協力依頼等について国土交通省関係局から所管事業者、関係団体等へ周知。
- ・3月22日、住宅局から、各都道府県等に対し、緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について協力を依頼
- ・4月5日 第59回新型コロナウイルス感染症対策本部において、4月5日から5月5日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、これに伴い基本的対処方針が変更されたことを受け、重点措置区域の公示及び基本的対処方針の変更、テレワーク等の推進、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について国土交通省関係局から所管事業者、関係団体へ周知。
- ・4月12日 第60回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加され、東京都については4月12日から5月11日、京都府及び沖縄県については4月12日から5月5日までを実施期間とすることとなり、基本的対処方針が変更されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について国土交通省関係局から所管事業者、関係団体へ周知。

- ・4月19日 第61回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉県、神奈川県、千葉県及び愛知県が追加され、4月20日から5月11日までを実施期間とすることとなり、これに伴い基本的対処方針が変更されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加、テレワーク等の推進、まん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る等留意事項、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を求めることについて、国土交通省関係局から所管事業者、関係団体へ周知。
- ・4月23日 第62回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について緊急事態措置を実施すべき区域をするとともに、愛媛県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、いずれも4月25日から5月11日までを実施期間とされ、これに伴い基本的対処方針が変更されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・4月26日 住宅局から、各都道府県等に対し、緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施について協力を依頼。
- ・4月26日 住宅局から、各都道府県等に対し、緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について協力を依頼。
- ・4月26日 住宅局から、各都道府県、建築士の試験・登録実施機関等に対し、緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について協力を依頼。
- ・5月7日 第63回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施区域に愛知県及び福岡県が追加されるとともに実施期間が5月31日まで延長され、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に北海道、岐阜県及び三重県が追加され、宮城県が除外され、実施期間が5月31日まで延長されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動

- の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・5月14日 第64回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施区域に北海道、岡山県及び広島県が追加され、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、石川県及び熊本県が追加され、実施期間が6月13日までとされたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
 - ・5月21日 第66回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施区域に沖縄県が追加され、まん延防止等重点措置を実施すべき区域から愛媛県が除外されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
 - ・5月28日 第67回新型コロナウイルス感染症対策本部において、沖縄県以外の対象9都道府県における緊急事態措置の実施期間を6月20日まで延長することが決定されました。また、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県におけるまん延防止等重点措置の実施期間についても、6月20日まで延長することが決定されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施すべき期間の延長、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
 - ・6月11日 第68回新型コロナウイルス感染症対策本部において、群馬県、石川県及び熊本県がまん延防止等重点措置の対象区域から除外することが決定されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
 - ・6月18日 第69回新型コロナウイルス感染症対策本部において、沖縄県以外の9都道府県に対する緊急事態宣言を解除すること、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県についてまん延防止等重点措置の対象区域に移行すること、埼玉県、千葉県、神奈川県に対するまん

延防止等重点措置の期間を延長すること、沖縄県に対する緊急事態宣言を延長すること、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象期間を7月11日までとすることが決定されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。

- ・7月9日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、東京都を緊急事態措置区域に追加し、実施すべき期間を7月12日から8月22日までとすること、沖縄県について緊急事態措置の実施すべき期間を8月22日まで延長すること、北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了すること、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を8月22日まで延長することが決定されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・8月2日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を緊急事態措置区域に追加し、実施すべき期間を8月2日から8月31日までとすること、東京都及び沖縄県について緊急事態措置の実施すべき期間を8月31日まで延長すること、北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県をまん延防止等重点措置区域とし、実施期すべき期間を8月2日から8月31日までとすることが決定されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・8月6日 第72回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県をまん延防止等重点措置区域とし、実施すべき期間を8月8日から8月31日までとすることが決定されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、

施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。

- ・8月17日 第73回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、緊急事態措置の区域については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の実施期間を9月12日まで延長するとともに、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加し、その実施期間を8月20日から9月12日までとし、まん延防止等重点措置の区域については、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県の実施期間を9月12日まで延長するとともに、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加し、その実施期間を8月20日から9月12日までとすることが決定されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・8月20日 B1.617.2系統の変異株（デルタ株）等に対応するため、昨今の感染状況及び新たなエビデンスを踏まえ、業種別ガイドラインについて感染防止対策の強化、職場における抗原検査等の活用に係る改訂を各業界等に依頼。
- ・8月25日 第75回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、緊急事態措置の区域については、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加し、その実施期間を8月27日から9月12日までとし、まん延防止等重点措置の区域については、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加し、その実施期間を8月27日から9月12日までとすることが決定されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・9月10日 第76回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、緊急事態措置の区域については、宮城県及び岡山県を9月12日に解除するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、

三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の実施期間を9月30日まで延長し、まん延防止等重点措置の区域については、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の実施期間を9月30日まで延長するとともに、宮城県及び岡山県を追加し、その実施期間を9月13日から9月30日までとするほか、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県については9月12日に解除することが決定されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。

- ・9月29日 第77回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することが決定されたことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。

(18) 環境省

<令和3年>

- ・1月5日、第23回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- ・1月7日、緊急事態宣言に伴い、新宿御苑・皇居外苑内休憩施設等を引き続き、閉園・閉館。
- ・1月7日、自治体に対し、緊急事態宣言が発出された状況下にあっても、廃棄物の処理について安定的に業務を継続するよう求めるとともに、その継続に当たってこれまで通知した感染防止策等について関係者への周知を依頼
- ・1月8日、第32回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・1月13日、第49回原子力規制委員会にて、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応について」の報告を了承
- ・1月14日、1月13日の緊急事態宣言の区域変更に伴い、京都御苑の休憩所・レストラン等を閉館。
- ・1月14日、第33回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を

開催

- ・1月25日、自治体に対し、公共浄化槽使用料の支払い猶予等の柔軟な措置の実施及び公共浄化槽使用者への周知について、通知を発出
- ・1月26日、第34回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・2月2日、第35回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・2月16日、第36回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・3月1日、京都府において令和3年2月28日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、京都御苑の休憩所・レストラン(3/3～)等を再開・3月4日、第37回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・3月19日、第38回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・3月23日、東京都において令和3年3月21日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、新宿御苑の開園を再開
- ・3月24日、第67回原子力規制委員会にて、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」の報告を了承
- ・3月30日、第39回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・4月2日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について通知を発出するとともに、関係団体に周知
- ・4月12日、第40回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・4月14日、第3回原子力規制委員会にて、「まん延防止等重点措置の実施を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」の報告を了承
- ・4月22日、環境省所管施設に対し「自然公園等施設における新型コロナウイルスへの対応について」を発出
- ・4月23日、緊急事態宣言に伴い、新宿御苑及び皇居外苑・京都御苑の休憩施設等について、4月25日から5月11日まで臨時閉園・閉館、4月27日から京都御苑の運動施設等を閉鎖
- ・4月26日、自治体に対し、緊急事態宣言が発出された状況下にあっても、廃棄物の処理について安定的に業務を継続するよう求めるとともに、その継続に当たってこれまで通知した感染防止策、環境省への情報提供等について関係者への周知を依頼

- ・ 4月26日、緊急事態宣言に伴い、小笠原世界遺産センターを閉館
- ・ 4月28日、熱中症警戒アラートの全国での運用開始と併せて、発表時の予防行動においてマスク着脱時は人との十分な距離の確保に留意することを添えて周知
- ・ 5月7日、緊急事態宣言延長に伴い、新宿御苑及び皇居外苑・京都御苑の休憩施設等について引き続き5月31日まで閉園・閉館
- ・ 5月22日、緊急事態宣言に伴い、知床世界遺産センターを閉館
- ・ 5月31日、新宿御苑の開園を再開及び新宿御苑並びに皇居外苑・京都御苑の休憩施設等について一部利用再開
- ・ 6月3日、自治体に対し、一般廃棄物処理の業務継続のため、一般廃棄物処理関係業務に携わる方への円滑なワクチン接種が図られるよう協力を依頼するとともに、ワクチン接種会場での針刺し事故防止のため、ワクチン関係廃棄物の適正な処理についての留意事項を周知
- ・ 6月14日、自治体に対し、事務連絡「ワクチン接種会場における熱中症対策の推進について」を厚生労働省と連名で発出し、新型コロナワクチン接種会場における熱中症予防のため、接種会場で取り組むべき熱中症予防対策を周知
- ・ 6月16・17日、自治体に対し、一般廃棄物処理、産業廃棄物処理、浄化槽関係の業務継続のため、廃棄物処理及び浄化槽関係業務に携わる方へのワクチン接種が、より円滑かつ早期に進むよう、積極的な対応を依頼
- ・ 6月21日、知床世界遺産センターの開館を再開
- ・ 6月25日、小笠原世界遺産センターの開館を再開
- ・ 6月25日、「新しい生活様式」における熱中症対策の留意点を取りまとめたリーフレット「熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！」を厚生労働省と連名で作成し、HPに掲載
- ・ 6月25日、自治体に対し、事務連絡「「新しい生活様式」下における熱中症対策について（周知依頼）」を厚生労働省と連名で発出し、新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防の両立を図るための留意点を周知
- ・ 6月30日、新型コロナウイルス感染症に係る新たな知見等に基づき「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を一部改定したことについて、自治体及び関係団体に周知
- ・ 8月18日、自治体に対し、一般廃棄物の処理業務の安定的な継続のため、廃棄物処理事業継続計画の策定、感染防止対策の徹底、クラスターが発生した場合の対応などについて改めて周知。
- ・ 8月20日、緊急事態宣言に伴い、京都御苑の休憩施設等について一部閉館
- ・ 8月24日、緊急事態宣言に伴い、小笠原世界遺産センターを閉館

- ・10月1日、緊急事態宣言解除に伴い、京都御苑の休憩施設等について利用再開

(19) 海上保安庁

<令和3年>

- ・1月8日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する緊急事態宣言を受けた対応について」を周知
- ・1月14日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた対応について」を周知
- ・1月21日、関係業界団体に対し、「新型コロナ感染症対策に係る接触確認アプリ（COCOA）のインストール・活用」を周知
- ・2月3日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2月2日）」を踏まえた対策の徹底について周知要請
- ・2月10日、関係業界団体に対し、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限及びテレワーク等による出勤者数の7割削減の更なる徹底」について周知協力依頼
- ・2月13日、千葉県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視船艇により搬送
- ・2月16日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2月12日）」を踏まえた対策の徹底について周知要請
- ・3月1日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2月26日）」を踏まえた対策の徹底について周知要請
- ・3月1日、広島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇等により搬送
- ・3月9日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月5日）」を踏まえた対策の徹底について周知要請
- ・3月24日、関係業界団体に対し、飲食の場面及び職場における新型コロナウイルス感染症対策等について周知
- ・4月6日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（4月1日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・4月12日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（4月9日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・4月14日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・4月15日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機によ

り搬送

- ・ 4月18日、118番通報の要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 4月20日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（4月16日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 4月27日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（4月23日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 4月28日、関係業界団体に対し、鉄道の減便に関するご理解・ご協力をお願いを周知
- ・ 4月30日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（5月7日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 5月1日、島根県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視船により搬送
- ・ 5月2日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月3日、118番通報の要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月3日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月4日、島根県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 5月4日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月5日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月5日、佐賀県（唐津市）からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 5月6日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月6日、佐賀県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 5月7日、118番通報の要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月7日、佐賀県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 5月10日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機によ

- り搬送
- ・ 5月11日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月11日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（5月7日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 5月19日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月19日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（5月14日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 5月20日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月23日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月24日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月26日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月28日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 5月31日、関係業界団体に対し、新型コロナワクチンの職域接種に関する意向調査を実施
- ・ 6月1日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（5月28日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 6月3日、関係業界団体に対し、新型コロナワクチンの職域接種に関する意向調査の補足情報について周知
- ・ 6月11日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（5月28日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 6月18日、三重県（四日市市）からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 6月21日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 6月22日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（6月18日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 7月2日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（5月28日）」を踏まえた対策の徹底等（イベントの感染防止チェックリストのフォーマット含む）について周知

- ・ 7月8日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 7月9日、北海道沖（納沙布岬）を航行中の船舶からの救助要請を受け、PCR検査陽性患者を巡視船により搬送
- ・ 7月12日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 7月12日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（7月8日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 7月20日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染対策を踏まえた「夏休み期間中における留意事項」について周知
- ・ 7月21日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書について周知
- ・ 7月25日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 7月31日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 7月31日、新潟県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 8月3日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（7月30日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 8月3日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇より搬送
- ・ 8月4日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 8月5日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 8月6日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（8月5日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 8月7日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 8月8日、東京都からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 8月11日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 8月13日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送

- ・ 8月15日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 8月16日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 8月19日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（8月17日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 8月21日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 8月22日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 8月24日、北海道沖（納沙布岬）を航行中の船舶からの救助要請を受PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 8月26日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 8月27日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（8月25日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 9月2日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策にかかる催物制限等について周知
- ・ 9月5日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 9月13日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（9月9日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・ 9月16日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種証明等の活用にかかる意見聴取を実施
- ・ 9月17日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 9月30日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（9月28日）」を踏まえた対策の徹底について周知

(20) 防衛省

<令和3年>

- ・ 1月8日、岐阜県において、市中感染防止のため、県職員等に対して教育支援を実施。
- ・ 1月8日、令和3年1月7日の緊急事態宣言を踏まえた防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を発出（本通達の発出に伴い11月3

0日の通達を廃止)

- ・ 1月12日、沖縄県知事から災害派遣要請を受け、石垣島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施。
- ・ 1月18日、大阪府において、市中感染防止のため、宿泊施設従業員等に対して教育支援を実施。
- ・ 1月21日、大阪府において、市中感染防止のため、宿泊施設従業員等に対して教育支援を実施。
- ・ 1月29日、沖縄県知事から災害派遣要請を受け、宮古島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施。
- ・ 1月29日、沖縄県知事から災害派遣要請を受け、宮古島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施。
- ・ 1月31日～2月13日、沖縄県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、沖縄県内の高齢者施設において医療支援を実施。
- ・ 2月4日、沖縄県知事から災害派遣要請を受け、宮古島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施。
- ・ 3月26日、長崎県知事からの災害派遣要請を受け、上五島から大村航空基地へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 4月8日、北海道において、市中感染防止のため、自治体職員等に対して教育支援を実施
- ・ 4月14日、大阪府において、市中感染防止のため、宿泊施設従業員等に対して教育支援を実施
- ・ 4月14日、沖縄県知事からの災害派遣要請を受け、宮古島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 4月22日、岐阜県において、市中感染防止のため、県職員等に対して教育支援を実施
- ・ 4月22日、長崎県知事からの災害派遣要請を受け、上五島から大村航空基地へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 4月30日、東京都に新型コロナウイルスワクチンの大規模接種センターを設置するとともに、大阪府への設置準備を開始とした自衛隊一般命令を発出
- ・ 5月4日、大阪府に新型コロナウイルスワクチンの大規模接種センターを設置するとした自衛隊一般命令を発出
- ・ 5月9日、鹿児島県知事からの災害派遣要請を受け、奄美大島から鹿児島市内へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 5月13日、長崎県知事からの災害派遣要請を受け、壱岐島から大村航空基地へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施

- ・ 5月14日、長崎県知事からの災害派遣要請を受け、壱岐島から大村航空基地へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 5月19日、沖縄県知事からの災害派遣要請を受け、久米島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 5月20日、沖縄県知事からの災害派遣要請を受け、久米島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 5月21日、岐阜県において、市中感染防止のため、自治体職員等に対して教育支援を実施
- ・ 5月22日、鹿児島県知事からの災害派遣要請を受け、屋久島から鹿児島市内へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 5月24日、自衛隊東京大規模接種センター及び自衛隊大阪大規模接種センターが開設、ワクチンの接種を開始
- ・ 5月24日、北海道において、市中感染防止のため、自治体職員等に対して教育支援を実施
- ・ 6月1日、北海道において、市中感染防止のため、自治体職員等に対して教育支援を実施
- ・ 6月9日、沖縄県知事からの災害派遣要請を受け、宮古島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 6月11日、沖縄県知事からの災害派遣要請を受け、石垣島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 7月2日、北海道において、市中感染防止のため、自治体職員等に対して教育支援を実施
- ・ 7月21日、東京都及び大阪府に新型コロナウイルスワクチンの大規模接種センターを設置するとして自衛隊一般命令について、運営期間を「9月25日頃まで」に変更する一部変更命令を发出
- ・ 8月8日、東京都知事からの災害派遣要請を受け、父島から硫黄島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 8月12日(木)から9月5日、沖縄県知事からの災害派遣要請を受け、沖縄県内の入院待機ステーションにおいて医療支援を実施
- ・ 8月25日、沖縄県知事からの災害派遣要請を受け、宮古島から沖縄本島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 8月27日、北海道知事からの災害派遣要請を受け、利尻島から稚内へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 8月28日、沖縄県知事からの災害派遣要請を受け、与那国島から石垣島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 9月2日、東京都及び大阪府に新型コロナウイルスワクチンの大規模接

- 種センターを設置するとして自衛隊一般命令について、運営期間を「11月30日」までに変更する一部変更命令を発出
- ・ 9月7日、鹿児島県知事からの災害派遣要請を受け、奄美大島から鹿児島市内へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施

(21) デジタル庁

<令和3年>